



神氏後記二



柞木城海城占領

十二月廿二日 陸奥新坂

才三師團八曲散す前進す子會一
 大迫枝除きて九日同地を奈一
 大田領牛心山を経て柞木城
 に向り又依森枝隊より次史海を経て
 千馬河子に向りむを隊八十日曲散す奈一
 同日ヲウ家僅十宿す
 十日午前三時迄前隊騎兵八二道河子
 於て中部隊の敵騎を聚逐し同地を占領す
 前兵八徒を進行し二道河子東北方
 言地よりて敵騎を討せむ敵の歩騎兵八
 大丸二千餘ありてリウホウヲウ
 及ハカワタイヲウ附近にあり陸地を
 守備す

午後三時迄前隊騎兵八二道河子
 於て中部隊の敵騎を聚逐し同地を占領す
 前兵八徒を進行し二道河子東北方
 言地よりて敵騎を討せむ敵の歩騎兵八
 大丸二千餘ありてリウホウヲウ
 及ハカワタイヲウ附近にあり陸地を
 守備す

海の東南に於て陣地を準備せしむる八百の敵を
會して討戦せし

師團ハ其日追撃を止め二山(河)及びコウコウ
附近に宿営し明け早朝一隊一部を以て中道を
押へ兵力を以て意しユウコウ方面に向ひ敵の右側
を攻撃せしむる兵をコウコウ附近の敵ハ
夜に於て退却せしむる旅を信

十二日朝露定の計画を以て一大隊をコウコウ
コウコウ方面に兵力を以て中道を前進し午前
九時前後ハ折木峠に達せしむる敵の残兵ハ之を
早く地味より退却して隻兵を以て

コウコウ方面に兵力を以て中道を前進し午前
九時前後ハ折木峠に達せしむる敵の残兵ハ之を
早く地味より退却して隻兵を以て
又大迫枝隊も昨日ハシカタイ嶺附近に宿約一千
の兵を駆逐し少くはれて同地に會し師團本隊も
今にせり

十三日師團ハ海城に向て前進し前傳ハ午前九時
高美山及びコウコウエウサン附近に於て會戦
し敵の大部ハ昨夜遼陽及牛莊方面に退却
し海城附近に止りしものハ千五百に少くはる

前傳ハ西面を展開し大隊を以て高美山の敵を
攻撃せしむる師團本隊も未だ大迫少將を
以て二大隊を以て敵の大側に迫りしむ敵ハ
退却を始むる時迄前傳ハ海城内に進み一部
隊を以て北方及び西方に退却せしむる敵を
追撃せしむる海城を占領せしむる

友の敵ハ我火傷土名春徳神少佐が死す敵の
死傷百十近し敵砲彈甚多の分捕又多し
海城の人民ハ道に去割合しし敵軍の来るを
見し大に驚き物品を捧げて兵士を慰むる

十四日假し民政部を設け又取獲敵十餘し特し保
護せしむる

依前枝隊ハ十三日石面嶺に達し團店コウ
コウ附近に於て敵の大兵あり前進せしむる敵ハ
高地に於て土人の言に依り蓋平兵宋某の兵ハ
千五百マイ大人の兵二千長に二千蒙古兵千五百

復州より来る兵五百あり其他雪子嶺カントイ
附近に千五百の敵ありし十五日米タイセキ
キョウコウに退却せしむる

又今十七日宋慶自ら二萬の兵を率てコウコウ
コウコウ方面に急夜あり目下敵軍探索中
牛莊の敵ハ五六百に少くはるし又一部ハ
ハシカタイに在り

十二月十七日 第三師團 桂 中將

十換ハ一中隊ハ慶高道の西部に連せしむらん
去十九日未だ地より晋州河東及び順天方位に探偵
隊を派遣し去り今後の状況に於ては速に再
討伐隊を派遣せしむ念の爲の上申し置く

金山 今橋兵站司令官

晋州新報社十二月廿四日急電

望平にありし宋慶ハ兵を督し海城を撃ち
て遂に遼陽に赴くの時を以て海城を去り四里
營口街道よりカンチウサイに堡塁を築き
之に於て三師團ハ十九日午前六時之に
午後二時之に衝突し激戦五時間突貫
四回に及ぶ日没之を撃退し敵營口の方
に退く
敵の兵力一萬を下りし彼等の死傷ハ未詳
あらむ

海城に於て 間利十八師

第三師團戦報

大本營掲示第二四四号
第三師團に於ては立花第一軍參謀より十七日

海城を以て左の報告あり

第三師團ハ秀巖より前進せし隙に大迫枝
隊より九日同地を大田鏡キウ子ニサシを以て
柞木城を向へし伏兵隊を以てコジコウを
経て千馬河子に向へし本隊ハ十日に秀巖を
同日紅家堡子に宿営せし二十日午前十時迄
前哨騎兵ハ二道河子に於て小部隊の敵騎を
駆逐して同地を占領し前兵は續て行進二道河
子東北方の高地に於て敵と對戦せし敵の歩
騎兵ハ約二千余にありしヨウホウワウ及カウタイオウ
附近に於て陣地を準備しし午後三時迄前哨
中隊の右方地に到着せし及ハ柞木城に向て
退却せし敵は去りし先鋒梅樹溝に派遣せし前哨
の歩兵二中隊ハ白草凹溝東南方の陣地を準備せし
約八百の敵を會して之と對戦しし師團ハ廿二日
追撃せし止り二道河子及ハモクコウ附近に宿
營し明早朝に發し一部を以て道を押へ主力を以て
梅樹溝方面に向へし敵の右翼を攻撃せし其の計画
にハ梅樹溝附近の敵兵ハ夜に退却し
し其の獲物を待たし日の朝に八隊定の計画を變じて
一大隊を梅樹溝方面に向へし其の主力を以て本道を
前進せし前哨ハ午前九時柞木城を奪ひし其の敵
の残兵二營許ハ早朝早く退却し其の影を尺虎梅
樹溝に進みし其の隊は敵の残兵ハ部隊を駆逐

東學士臺

大布告掲示才二百四十三号

廿三日午後六時侯隱河祭

海州方位十孤達の鈴木友尉より斥の報告あり
今十九日拂曉海州の西方野場より東學士約二
千名と激戦し之を撃退せし賊の即死十二名捕虜
九名馬三十三頭牛四頭大羊三頭或は及書類を分
捕せ兵無事延安平山其他十燬ある書類を得

兵站部危險ニ付官八明日延安方位十向て往

福原兵站官

大布告掲示才二百四十五号

鈴木少尉より斥の報告あり(廿四日漢隱河祭)

延安附近の賊ハ府使より於て設諭解散せしめり
平山附近の賊ハ平山に集りてあり(廿四日海州より
返せ)

漁隱河 福原兵站監祭

大布告掲示才二百四十六号

十二月廿五日午後一時仁川發

東學士討伐應援として仁川より公州地方に孤達
一隊中隊の内公州より西へ進みし一小隊ハ廿日龍山
を過りし向小隊長高少尉ハ筆記報告し北八河地方
ハ賊再挙の憂あり又西路より進隊ハ全羅道に侵

入一史州附近ハ最早顧慮を要せしものなり

仁川 伊東兵站司令官

大布告掲示才二百四十七号

十二月廿五日午後二時十五分漢隱河祭

二十九日二十分 大布告掲示

海州鈴木少尉より斥の報告あり

今二十三日海州の西端に於て東學士約六七百名と
四時間激戦の後之を撃退しし賊の即死十五名
捕虜二名分捕馬二頭我軍ハ無事

福原兵站監

紅尾賽敗後の敵情

大布告掲示才二百四十八号

十二月廿六日午前零時十五分安東新祭

鳳凰城方向ハ異状あり

廿四日海州發桂中將の報告に拠りハ宋慶の兵
ハ去り十九日紅尾賽の敗後中將の營口より退き
更に田庄を退却せし

宋慶ハ牛馬をあり馬の兵を合し同く田庄を
十向へし目下牛莊ハ敵あり

大杉馬嶺の敵ハ十八日以来其正面を擴張し旗旗を
裝飾せし

十九日内地附近よりせし騎兵斥候の報告に
海岸の道を經り敵兵三千許ありし

十二月廿五日午後一時半 野津中将

第一軍占領地

三月廿二日
時事新報

第一軍の占領地は進入せし川東の戦況を畧記す
第一軍の九連城を陥れ始りて敵地を占領せしハ
十月廿六日午後其後向て軍司令部を同地
進め次て二十九日鳳凰城を陥れ三十一日又立尺
旅團司令部を同地に移し是より奉天方面に進
撃せん為り連山関摩天嶺等を復奪し十一月廿
日頃ハ言ふ中伏今白少伏等の先鋒隊ハ摩天嶺附
近に進み十一月十五日前後依將軍の引率せる黒竜
江兵我右側小当りて寬甸魏陽門寨火馬集等の方
面を攻めて鳳凰城附近に進み先鋒隊は本隊より
連絡を絶ち同地を回復せんとすも如く廿五日ハ
我軍が草河口を退へた之を破り三十日西葛
枝隊を寬甸に向へり又魏陽門寨火馬集方面に
各偵察隊を以りて軍司令部ハ九連城より安東に移り
十二月十日又枝隊ハ金家河子に於て敵を衝突し我
軍大勝を得し敵は草河口を退け十三日頃ハ草河口
進み連山附近の敵は對峙す是より先鋒馬集魏
陽門の敵兵ハ鳳凰城に進撃すハハ十四日鳳凰

城枝隊之を撃退し同地を迫らんとす敵兵ハ概ね
之を破りハ我右側を一掃し得しハ我軍ハ
右後地方ハ數回の交戦ありハ我軍ハ而して互に
中伏等の先鋒隊ハ幸々連絡を絶つて去り
立尺枝隊と結合し是を得りて去り

此外別ハ九連城を分れて太孤山に向ひ同地より
敵は進み一隊あり大迫枝隊之を此一隊ハ鳳凰
城を派遣せられし三系枝隊と共に各嶺を挾撃し
十月十日同地を占領し三系枝隊ハ引退して草河口を
大迫枝隊ハ柞木場に向ひ別道より進み三系師兵

合はるの方面を攻めり師團ハ十二月十日孫期の如
く沿道分隊を破りて枝隊は柞木場を合し翌十三日
更ハ海城を占領し即我軍ハ二道ハ九連城ハ摩
天嶺方面に向ひハ九連城鳳凰城柞木城を往て
海城より之を海城ハ海岸より奉天方面を本街

道に當りて伐りて右折せしハ直に奉天方面に進
得し一思ふに依將軍の一隊も多分此街道より大折
東進しハ我軍ハ我能く牛莊營口等の敵を
破りて奉天に向ひ敵の背後より進み得し而して
第二軍ハ沈陽州を占領しハ大失りて蓋平
方面に進軍中ありてハ第一軍の連絡を絶つて
の日も亦表すハ我軍ハ

大東日報掲示第百五十一号
十二月廿七日午後八時十分 安東報

去十九日の鞆園に圍み桂中將より大の電
報ありて夜告也

十七日以来諸狀較し依り宋慶の軍大

石橋胡庄に蓋家屯附近を經て小

向も亦あり十八日午後八時前哨線

前方十里の処に敵の歩兵軍、柳公屯蓋

家屯缸瓦寨附近に六敵の大部隊ありを

知り依り翌十九日之を攻撃すも少し決り

前進せし柳公屯及蓋家屯の敵は退却

せり依り大迫少將は歩兵三大隊騎兵一

中隊砲兵三中隊を以て缸瓦寨迄前進し奔

り其他の蓋家屯八里河より停止せし午後

一時半迄大迫少將は敵の大哨隊下加河の

西方に停止ありて放あり依り大隊を八里

河より必し蓋平街道の守備とふし本隊は再

前進し大迫隊の前進は午後一時六分

せし敵強大の兵力を現し缸瓦寨及其東

方の小森林に拠りて硬固に防禦すも以て

本隊の到着迄一時休戦ありし午後四時迄

隊下加河に達し大迫隊は激戦中ありしに

望はハシケミラの敵を穴母一之を占領し

依り直し中隊の砲兵二中隊を更に増加し

て大舊少將よりし、中道より缸瓦寨の敵

を攻撃せし穴母四回以後缸瓦寨を

占領し敵の兵力は一萬餘に對し其他

カ破セハ門を有リ防敵最モ力ヤリシ我隊
備隊の増加申して誘突シテ勇猛ヲ前線
の穴大撃ヲ堪ヘテ二道ヲ取リテ潰走モ即一部ハ
北^渡津大部ハ高利ノ方向ト退却シ缸瓦寨
の前端ハ防禦工事ヲ施セテ敵ノ死傷ハ
今迄ト得シヲ復シテ八九ノ死者二三百人
負傷者ノ數詳カラズモ死者ト倍モ多ク
師團ハ海城ノ根柢ヲ顧慮セシヲ以テ
一部ヲ缸瓦寨ヲ殘シ隊ハ即夜海城ニ
帰還セリ

雪中の戦闘運兵の困難多ク拘らる優
勢の敵を撃破シシハ全ク
天皇陛下の御威徳と將校以下の忠誠
ト由リ各隊ハ缸瓦寨ヲ突入シテ也帝國萬歲
ト三唱セリ

今日迄ト得シヲ報告シ松ハ宋慶ハ敗後田
庄直ニ退却シ目下同地トテ其一部ハ後東
油房及ハ其以北トテ詳報ハ二十六日朝
送也

二十七日 安東報 於て 野津中將

旅順口行政署官管理規則并
旅米細則

大正四号揭示第二百五十九号

旅順口市行政規定ニ依リ司令官の制可ク
經テ別紙旅順口行政署行政官管理規則

米ニ於米細則を来月十六日より実施致し本城
段及後告也

明治廿七年十二月十三日 第二軍兵站官古川大佐

兵站總監川上中將

旅順口行政署行政官管理規則

第一条 旅順口行政署の官轄区域ハ後各鎮堡
浪子窪沙家子楊樹溝以西也

第二条 本署の官轄内首要の村駅及の港口ハ
村長各一名を置諸般の取締ニ任せしむ相違あり

金を附與せし其村駅ハ実次調査の上之を定む

第三条 本署の諭達告示ハ各村駅の要所ニ貼

示さるの外特ニ指名者をして其趣旨を各戸ニ
口達せしむ

第四条 外國人ハ大本營の許可を得ざる者を除
く外總て本署の官轄内ニ入るを禁む

第五条 凡官轄内の人民外國人の犯法者ハ本署
ニ於て之を逮捕し戦時公法ニ依り之を處分す

第六条 本港以内外の要所ニ憲兵若くハ其
補助兵員を駐屯せしめ又官轄地内ハ憲兵若く其補

助兵員を巡行査察せしめ警察事務を執行せしむ
又七条 官轄内人民ハ之ニ對する各部隊徵發事務

執行す又ハ憲兵若くハ補助兵をして之を監視せ
しむ

第八条 官轄内人民より兵器を密藏し或兵若
くハ间谍を隠匿する者あるを知る者ハ速ニ左の
情形の一ヲ報告す

行政廳 各團 部隊

必回官署 憲兵 憲兵補助員

第九条 本人の不慮若くハ兇惡の行為より被害を
受けしむる日ハ人民ハ他の本人ハ何時も書面
若くハ口頭を以て行政署ニ申出たを請うてを得

第十条 兵站司令官若くハ各營司令官の許
可を得ずハ兵隊人軍属ハ狼藉ヲ犯し官轄の家屋を

使用し又ハ立入りし許さず又ハ行政署の許可
なくして猪糞ヲ他人の家屋を使用ししむる許さず

第十一条 避難人ハ其の帰來するに當り款人として其
を以て人知事ヲ於て其住居姓名年令及家族人員を
取調ハ我命令を違奉らざるを誓言せしむる後

之を許可す

第十二条 官内人民より租稅若くハ手数料若くハ
徴集する事あるを人知事を定めて本署より豫め之を

告達す

第十三条 本署の行政官其職權ニ屬する行
政事務を補助せしむる爲め必要の場合ニ於てハ人民
を使用し兵若くハ相當の給料及報償を以て

才一

才十四

道次橋梁海渠等の破壊又ハ汚物ハ
汚し依リ通行若クハ衛生上ト大ニ妨害ニシテ
ハ村賦費又ハ官費ヲ以テ修繕派遣セシムル事

才十五

海島若負傷者多クハ今若申
出テ救護治療セシム

才十六

旅順口市街ノ地ニ米場ヲ設ケ別紙施
米細則ヲ行ハシメテ其ノ米價ノ賤値モ其走幼男女
子ヲ奉養人等又養育人等々ハ便宜ニシテ居住
セカ食品ヲ給付ス

才十七

日本貨幣一圓ハ老銀一円二百五十文ト交換ス
本銀一圓ハ老銀一円二百五十文ト交換ス

旅順口施米細則

才一

本港市街面ニ米場ノ場ヲ設ケ
十日間前民ヲ賑恤ス其間各自産業ヲ執リ自活ヲ
計ス

才二

旅米ハ前民救護ノ仁恤トシテ以テ誑詐欺
罔ノ事ナクハシラシ故ニ一戸主毎々姓名年令家族人員
其年令ヲ記入シ紙票ヲ付其也

才三

紙票ハ行政廳ニ於テ印實印者ヲ相連ルキ
ヲ確認シテ後付ス

才四

旅米ハ一人一日四合トシ但三歳以下ノ
小兒ハ八合トセシ

才五

旅米ハ毎日午前九時ヨリ正午迄一旅米前
十於テ紙票ヲ日附ヲ記入シテ後現物ヲ下付ス

才六

紙票ヲ推テセシメ其ハ旅米ヲ受ケ
才七

旅米場ハ憲兵推役者若干名ヲ以テ
其事務ヲ整理セシム

占領地ノ民情

大和島ノ揚子才二百五十三号

十二月九日午後二時安東和泰

才一 軍占領地内ノ民情ハ漸ク我ニ忍待トシ
才二 我ニ忍待トシ人民ハ婦女ヲ推テ家ヲ還ル者
多ク而シテ我軍隊ニ過ルモノ沿道ニ於テハ人吏
及ハ支那軍ノ徵集容易トシテ其任ハ漸ク我
銀貨ヲ用ハシ聊支障ナク朝鮮人民ノ賤劣ナリ
奸猾ナル者ト比シハ大ニ優シナリ 就中安東和
鳳凰城ニ至ルニ太孤山等ハ民政事業進歩ノ結果
トシテ得ルモノ人民ハ職業ヲ執ルノ端緒ヲ得且
開市場ノ景況ハ地方ノ物産ヲ収集シテ軍隊ノ需用
ヲ資スル等便宜ナリ

又安東和地方ハ最初我軍隊ト好意ヲ表シ此頃
謀ハ依リハ談和ヲ求メシト兵ハ内地人民ヲ拒止ス

不とありイヘイセツ方向ト退却セリト
以上我軍占領地内ト於テハ民情の概況ナリテ到ル処我
慈心あるを長且廿八ト我軍の用を不才於各地ハ
詳細ハ其後告ありハ彼の郵報ナリト不ありト

二十九日 安東報 野津第一軍司令官

大布告掲示ノ二百五十四号 一月二日 廣島与兵

第一軍ノ賜ノ勅語

其軍の一部海城地方ト於テ優快方ノ敵
ヲ邀撃シ雪中數時間の激戦ト堪ヘ
猛烈の奮闘ヲ以テ之ヲ破リ朕深ク
其忠勇ヲ嘉賞ス

大布告掲示ノ二百五十五号

一月二日午後九時五十分 土埴子奈

蓋平方面トカノノ間謀の報ト扱ハハ蓋平
南門外トカノテニの間ト類の指揮ト約四千の
兵あり又高利方向トカノノ間謀の報ト扱ハハ兵

夏未詳)後家油房より石橋子の間あり之ハ兵
團新募のため射撃試験を行ハ合格者ハハ
号衣ヲ着テ隊伍ト編入ト不合格者ハ放逐セ
ト云土人の言ト宋彦人現ト海城ト向ハ前進セ
トの唇間ありト何ト云判附近不穩の摸
様ありト

一月三日午後九時五十分 土埴子奈
野津第一軍司令官

清帝の勅諭 廿八年一月六日 時事新報

清帝ハ京ヲ去テ四方ト若若トヤの爪後ハ疾ク
ト傳テ不ありト北支那日ト我軍ト扱ハハ部尚書
前同和礼部尚書李鴻章ト近頃遷都の奏議
ト上リトト皇太后ハ之ト對テ大の趣意の勅諭ヲ
下シト由

朕親政以來銳意百殺の改良ト從事セハ
朕亦ト外國トリキ日本ハ突然平和ヲ破リ屬
國報鮮ト奪ヒ進メ我國境ヲ侵セリ朕ハ之ヲ
懲罰セハハハの將帥ト命テ兵ヲ率テ討伐
ト從事セリ然レ未レ日本ト中國の平和ヲ素
々ト人止トスルト不レ是レ祖宗の神靈ヲ始トシテ
諸外國の共ト認ル知ト為ト次第違ハ特帥トテ蓋

十あらし兵卒八能く命十従ハテ為日軍捕十去
して進み軍ヲ下地ヲ要して今や將十祖宗の墳墓
を汚さんとする者ハ先全ク候り不徳の極ヲ知
りてこそ蓋十味さる者ヲ用おさる候へたるは
令不幸ナリて日軍を退くこと能はば彼等亦進て
祖宗の神靈を辱むる者ハ侯ハ一死以て討て
らるの外なきのみ其時十五八の卿等頃らく太后を
奉りて西十移り有任の人を擲て帝より以て恢復
を謀るべき

(此勅文甚く於るべき事あり先き
録し置く)

東徒何討

大和宮掲示月二百五十六号
去三十一日午後金山出港西一月一日午前左水
軍入港左水軍節度使金テツケイ本體ハ
未訪ニ付去三十日金山より我陸兵一中隊順天、向
け出渡の事件を通牒し我順天政撃事東徒鑄定
の方は等々協議せし其結果に因り今二日午前
左水軍よりケウゲンシニコウ及びケウレウセウ各海
岸陣兵百名を指揮して海路河東ヲ向ケ桑向も
我陸兵を出迎ひ且明日中十領官リシウクワイ官
兵六百人を指揮して陸路順天街道シシゼウホ向

けお参来ハ二日正午我陸軍、結合し順天城攻撃
の各目下東徒の首領ハ専ら順天城ヲ屯集して一二
邑の東徒を集中中未し順天城より左水軍入進
候事運いよむウキ

従来全四羅道中五十三クワンの中五十三羅ハ東徒の
占略より知るに残り三クワン左水軍羅州及び雲峰
ハ東徒ヲ占せし因り目下東徒の名簿ヲ列せし者ハ
百萬人餘とせしるハ東徒の首領等ハ格別其他下
等の愚民に對して成るべく帰順反正の方法を解説
せしむる得ざる場合存文明國の例に准り昨日左水
軍節度使ハ囚獄トせり東徒二十人内三人婦人を請
生の上解放し斬罪を免し餘十日中の朝鮮に對する
好意及び我筑波艦の東字賣士對する仁愛の主旨を
説明して後東徒中を放還せり

本艦ハ去六日頃順天攻撃の結果を認め竹林浦を
経て金山の咫尺の見込を竹林浦ハ測量員の外大尉
一名少尉二名下士以下二十余名を擲し去り
此告報告也

一月二日左水軍 筑波艦長黒岡

大和宮掲示月二百五十七号
一月七日午前八時五十分金山祭

本月初順天府光陽社の村吏及人氏ハ東字賣
の巨料キンジンハイ、ウカトク、テイバケイ以下を

殺して大水害を来り降伏救罪を請へり依て鉉波の
分遣隊ハ五百大陽上陸してキンミンハイウカルク
の首級を實獲せり

大水害の紳兵五百順天府に赴けり目下東學堂の
主領を失ひ四方に散れり

一月七日

鉉波艦長

第一軍の奉答

十二月廿一日 安東島發
一月一日 度々奉答

海城地方の戦務ハ前司令官の計畫

第一師團長の指揮共十五日まで得將校

以下の忠勇を頼るゝ是も是偏也

陛下御威徳の致も如あり今や優渥を

聖勅を賜ふ臣等感激の至ま堪も益

奮勵將來の成功を期せしむ謹て奉答

と

右御執奏あらんことを乞ふ

第一軍司令官

陸軍中将子爵野津道貫

参謀総長官殿下

太廟宣告文

一月七日午後八時十分
京城發

只今太廟誓告式を執行せられし誓告の
を余ハ總て十四箇条に

第一

清國に頼る念慮を絶ち自主独立の基を

立す事

第二

王室典範を制定す事

第三

君主親政各大臣顧問の後續宗廟を

千代世にわたる事

才四

王室と国政事務とを分つ事

才五

議政府各衙門の職務権限を定む事

才六

法律に依りて課税を定む事

才七

歳入歳出の度支衙門の任を定む事

才八

王室費を先づ節減し政費節減の模

範とす事

才九

豫算を定め歳費の基礎を立む事

才十

地方官制を改定す事

才十一

秀才を擡み外國へ留学せしむ事

才十二

軍制の基礎を立む事

才十三

法律を制定し人民の生命財産を保

全す事

門地を圍む人たゞ、登用せし事

大分県掲示第二百六十一号

蓋平城を占領す

一月十日午後七時分 廣島

陸軍省大玉次官宛

一月十日午後一時三十六分 陸金州

井上中二軍參謀長より左の電報あり

り

在蓋平乃本少将より報告あり曰く

今朝五時三十分より攻撃を始り九時

三十分蓋平城を占領せり敵ハ海山

寨の方向より退走せり目下追撃中ニ

死傷数未に分り

大分県掲示第二百六十一号

乃本少将より戦闘報告次の如し

敵ハ蓋平の南方蓋平河より深約一千

三百メートルの線を防守せり我ハ拂曉より

之を攻撃し午前九時三十分全く蓋平を

占領せり敵ハ營口方向より退走し

我騎兵の報告に依り八時半頃約一萬の

敵兵ハ營口街道上前新店より來り敗兵を

收容の後營口方向より退却せり

我ハ諸兵連合の一部隊を海山寨より

遣す

敵の死者ハ約二百名傷者詳らざるも俘虜約百五十名我死傷將校以下約五十名

俘虜の言ハ松平ハ我々對テ敵ハ再輯の車中ヨリ廣式大管ヲクビ一福子カ二營砲隊二百人砲四門張ル車ヲ准軍五營ヨリテ外ハ徐邦道の指揮モ十八營の兵ハ昨夜三時ニウセイリヲ止リ一察モ十二午頃前新店ヲ来リ敵ハ徐邦道の兵アルハ本日戰闘後中一軍參謀青木少佐及門司の隊ハ蓋平ヨリ到リ一軍ヨリ聯絡を通ス

今日の戰闘ヲ於テ砲兵彈藥の費消ハ榴彈五榴散彈五百七十歩兵彈ハ約小行李の積載分ヲ費消セリ

一月十一日午前十時
金州中二軍 井上參謀長

一月十一日午前十時廣式營
乃木少將ハ蓋平攻撃の目的ヲ以テ四鐘三十一日中二軍の一部隊ヲ率テ金州ヲ突ク本月九日目的地ヲ達シ翌十日拂曉ヨリ攻勢ヲ取掛ケル事蓋平ヲ占リ敵兵ハ重砲二門大砲十二門ヲ有シ其の報告アリ一是等ハ多ク我軍の爲メニ捕サレル云

朝鮮政府の改革

廿八年一月十三日
時事新報

議政府ヲ宮内ヲ移シ内閣ヲ改む
禮儀の制ヲ定む

義禁府を假裁判所に改め一切の判決を為さむ

處刑の法を寛よむ

國是を妄議せざるを禁む

地方官の治績を処叙せざるの法を立

順天東徒の鎮定

大布告掲示元二百六十二号

一月十一日、庚子年癸

去三ヶ月前の乍候、間謀の鑑於て左水營携歸り、東徒却撐元や左水營に於て去四日小官の面前に於て金節度使自ら書問せし去一日順天府の東徒が首領を殺し、他府知の東徒を放逐せし、右右都撐元も役走し、この事分明し、且又東徒は左水營にて日本軍船と英兵を連合して順天攻勢の計画ありし中、警備の餘地をわづらひ、人々を囚へし、

志せし依て去三ヶ月前の接し、順天港に本水使の推し、書面も事實ありしを確認せり

知水使金節度より東徒は之を國王に数回の勅諭を降せし、後從せざるべし、今回突如恭順を表せしと、輕しく之を信認し、以て我中官(東徒鎮定上助力を人をも、請求せし故に四日左水營より河東沖を經て、尖陽沖へ向ひ、四日翌五日七少子(ウダ)が投錨地を去り、凡(海里)の処にある尖陽知傍に於て、我隊を上陸せし、(三浦海軍大尉及多木海軍少尉)之を指揮せし、(同浦)偵察を行ふ、尖陽城(カ浦)我三海里(余)の処より、(上田中)海軍少尉一分隊を指揮せし、中途まで送り、中隊と聯絡をとりし、

及此の吏員及人民は市外に朝鮮軍隊を送り、先導を為し、(場中)振き、(同恭順)の意を表し、別紙の首級を、(尖陽)代り、(而して)民保(京兵)千二百人を、集め、(河東)府對面の尖陽知カゲツ浦に、向ひ、(東徒)を逮捕中ありし、(陳述)せり

是日(釜山)順天より、我一中隊及左水營を、(南海)知し、(往て)河東府に、(我陸軍)を結合し、(百人)の韓兵は、(同日)五日、(順天)尖陽知に、(達せ)し、(是右)諸隊は、(河東)府を、(蟾江)を隔て、(テウキウ)寺の東徒と、(交戦)し、(為り)し、(思考)せり

シシセウホウて我陸軍を待居るも李シウクワイは
釋せし五百人の兵兵も單獨して五日追順天を行軍し
し中右の如く順天方向の形勢は一変ししを以て吾
艦ハ一先竹林浦に碇し且高奎山に投錨し銳意
善後の方畧を計画中
右謹て報告す

鎮波艦長 黒岡常刀
大本營迄

別紙

明治三十八年一月五日軍報鎮波ハ全羅道光陽外沖
錨地より大陽島嶼に分遣隊を派し左の兵士を兼及
死傷を實検せしめし
レイコタイセツシエ(即慶尚全羅兩道都統領)全州
附近金溝の人金仁培
右二人ハ集束首しし
大陽島方向セツシエ朴真西其他凡四十名ハ破殺し
あしし
順天府總座セツシエ金歌其他四人ハ捕縛しし

才一軍の敵況

大本營揭示才二百五十九号
八日午前十時五十五分 岫巖會

才三師團は對して西方の敵兵ハ昨七日高州附近
迄退却せし
秦陽方向の敵の最前線の兵ハ乾線堡に來り砲
二門を有し其他ハ和尚津(海城の東北約三里半)
の北方二十米突の処并に旗堡の東南に敵の少許の
歩騎兵あり

野津中將

大本營揭示才二百六十三号
一月十二日午前七時五十分 全州發

同日午後十時 廣島發

内山參謀十二日午後三時三十分發の報告左の如し
海城の連夜に於て八日十時口を發し
蓋平に向へし昨日營口街道を來りし敵兵ハ
宋慶の部下ありしやも計り難し
十日の夜敵の主力ハ藍旗廠に宿營せしもの
如し十一日ハ集束し候様あり高復察中し
十日敵兵退却の際長銃銃ハ本門の前を馬
車より退却中我兵五十メートル迄追及し其馬を
殺し再も得し負傷せしものも捕らるし餘ハ
長ハ車より兵士兵士取けらるし歩行せしもの

十一日 全州才二軍參謀

大本營揭示才二百六十四号

一月十二日午後十時二十分 金州 癸
同十三日午後五時 庚 萬 志

蓋平より乃木少将の午後七時十分の電報
左の如し

營口街道に於て、將校斥候の報に於て二
道河附近に於て一萬餘の敵兵ありと

又第三師團の報に依り、營口及夫節廟附近
にも多くの敵ありと捕虜の言に於て蓋平

より前より報告せし外、唯軍慶寺三營の敵
兵ありと云

右報告也
十二日午後十時二十分 金州

井上元二軍參謀長

營口、敵兵

十五日午後十時 野津中將より左の報あり

蓋平青木參謀長の報に於て、營口方面に徐
邦道の十八營張(光前)の五營章(三九)の十
八營胡(喜思)の三營合計四十四營の兵ありと

確實ありと、第三師團長の報に於て、今日午後敵
ハ後龍寨より三營隊ありと約六千六百(原文不明)

西南方より行進中とあり、吉東嶺(林木嶺)の東北五里
大敵約二千砲五門あり、同地附近にダンレン(原
文不明)約四千ありと云

占領地航行高松 高買一取信規則

占領地航行高松高買一取信規則

第一條 清國の版圖内に於ける帝國占領地の
港灣に出入し得る高松ハ大本營の特許を得るも
其の限り但税関輸出入其他船舶に關する諸般の
法令を遵守せしむるハ勿論とす

第二條 占領地に航行せんとする高松ハ其船主
より豫め左の事項を記し大本營より願出特許証を受
けしむ

- 一 船名噸數
- 一 搭載貨物の種類數量
- 一 船長以下乗組員人員一揚陸地
- 第三條 前條の高松ハ便乘渡航し得るもの右搭
載貨物の貸主ハ其商業使用人より現其業務に
従事するもの限り但特別の許可を得しむものハ
此限小あらす

第四條 占領地の港灣に出入の高松ハ其他の運
輸通信官衙(此官衙なき地ハ五兵站部)に届
出貨物積卸等一切其指揮に従ふべし
第五條 占領地に上陸ししものハ海外旅行券を

其地運輸通信官衙(城官衙なき地は互に兵站部)に
差出し占領地内通行の免許を授けし運輸通信官
衙若くは兵站部に於て揚陸貨物に對し不相當の
使用人し選ぶるときは通行免許を與へず直ちに帰朝
を命ぜらるべし

第六條 總て占領地の上陸しし者軍衙の指揮
命令を遵守すべし

第七條 支隊陸海軍官憲より出港免許状荷
積証書(海外旅券)占領地内通行免許等の権限を命
ぜらるるときは直ちに其命令に従ふべし

第八條 陸海軍官憲に於て必要と認む場合
於て船舶の出入及其碇泊又ハ貨物の積卸乗船員の
上陸を止むべし

但之を爲す生じし損害陸海軍官憲其責に任
せしむ

第九條 兵器彈藥炸藥物其他陸海軍官憲に於
て占領地内携行し又ハ賣買せしむる有害と認むる物品ハ
揚陸携行を禁ずべし

第十條 總て高品(軍人軍馬)對し販賣し(き)價額
表を作り其地最高等司令部若くは民政廳の認可を經
べし

第十一條 前條の認可を經しし價額表ハ必之を店頭に
掲げ行商せしむるハ推し當るべし

第十二條 占領地内旅行せしる者陸海軍官憲より
又ハ警備隊官の監視を拒むを得ず

第十三條 占領地に於て搭載せる物品其地の最高
等軍衙若くは民政廳の認可を得ざる限り

第十四條 占領地内旅行せし高品ハ軍事情報物の
無償搭載を命ぜらるべし

第十五條 支隊陸海軍官憲の命令に従ふも又ハ
有害と認むる爲め其の通行免許を取り消去を命
ぜらるべし

第十六條 本規則に關係せし占領地内の規則ハ軍
司令官の定むる如し

旅順屠殺の証據

一月十八日

時事新報

陸軍外務大臣の某記者を得て東京より發しし電報
にして紐三月九日ハ九の通信を載せし

日本政府ハ旅順の事を隠蔽せんと欲せしむるの
爲め却て事實の確たる所を取調(國の名誉を
保つ)必要ありと云ふを爲さんとして欲せり元來戦争
の始り政府ハ何事も不可るは法外の不主なき様
常に注意しし此度ハ限り其注意の欠け切る
卷せし如き赴あるハ實に文武諸官の羞慚しむる
處に今日まで取調(し)る所を以て其ハ日本軍ハ

亦一 同僚の殘酷に殺されし者を見向して憤慨し堪へ
ず遂に堪忍衣を破りしものあり

亦二 逃亡の支那兵ハ皆平復し姿を變へて潛匿し

以て日軍の眼を暗ましめんとす故に見劣り次第に彼等も捕へるもあらず

カ三 河原の戦碁に殺さるる者又少くして憤慨措く能はざる上其証跡毎日顯るべし以て亦其甚きこと知りしるが如き憤慨に堪へざるものあり日本政府の代往りし將士も此道に文明の主義に従へんと欲するもあらずして偶或も女帯道に外れざるが如き振舞ひに送禮に堪へざるものあり併し不都合ある觀察を以て不平ある人許を以て皇張誇大に從く者に向て攻撃を加へざるを得ず日軍の爲に殺さるる者大抵皆矢卒して彼等が平人の衣履を奪ひ取りて形を變へしる其奪ひしる平人の皆疾く其隊を以て逃走ししるが如き日軍占領の後追はるる者ありて各々職業を安んじ日軍に向て誠実を表し日軍の仁慈に感ずるも是皆偏見のなき言實に日中政府は實際起りしるを聊くせ敵心あり心あり實際兵卒以外の市民も其を加へるもの不在の長政に於ては實事已成るべく速に叛道せしるも平に於て極端の事を以て議論を起さるるものあり其の美控へらるる人も亦なきものあり

敵兵の近状

十六日午後七時四十五分至九分
戸二軍井上春謀長より左の報あり

在蓋平内山春謀の報告天のや一節報告及ふ
老爺廟の敵ハ唐家堡子に退き高判の敵ハ
其西に退き二道河の敵ハ依懸り土人の言に抑ハ
ハエイシウ(管口)附近に約七千其外田庄甚
の向ハ高懸り多し敵各村に宿營ありし

十七日午後四時四十分至

戸二軍春謀長より左の報あり
在蓋平内山春謀の報あり

二道河の子にあり一敵ハ十六日朝退けり其兵力
土人の言に依り步兵一千騎兵百砲三门あり
キウウトウ(牛莊)即管口道(支)を退けり又
唐家堡子にあり一敵ハ十五日韓家字房
に退けり目下二道河子及唐家堡子に敵
兵ありし

清兵の海城を執る 一月十九日
時事新報号外

十八日午前零時十分海城に三師團軍医長
より左の報あり
本日(十七日)あらん一午前蓋湯街道の方向

がり敵兵約一万五千歩海城の西北を圍み
攻撃す。我兵城外の要地を掘り日没まで
子彼を殺害退き我死傷合計四十一内
將校一 特務曹長一 見習士官一
下士五 上等兵七 卒二十五
死者兵卒一名之軍司令部遠隔し居るも
付不取敢直ちに報告す

海城の戦況

遼陽の敵八十三日運兵を城ノ四方等某處にカウジ
ヨリ、カウリヨウサーグ牛莊街道上四處を向て行進し
十五日に我防線前を止り初日午前八時より遼陽
街道より牛莊街道に涉るは一万余の敵兵百許
を樹て我防線前二十乃至三千米突進前進し
来り我兵十分引付け攻撃するの目的を以て意
附せしむ之を待てり午後二時頃より砲撃を始
め歩兵四大隊砲兵一大隊を以て三河頃よりジョアエン
シより東北方に向て敵の右翼を攻撃す之を撃退
し日没まで追撃せし我死傷將校二名下士以下三
十九名敵の死傷取調中大砲五門を奪取せし敵の大
部は北方某一部は牛莊方面に敗走せし
十七日午後一時半 海城 桂中將

山縣大將の死

立見少將書く、依將軍軍之
贈

大日本帝國將軍立見尚文書く大清國黑龍江
將軍依斐定下收束久しく大名を耳中 英武朝
也を感領するを詳志す仰る殿々深し而して因縁
未だせも芝字に親交をも得ず渴想の情何ぞ終
へん高きハ警軍將士の隊を以て賽馬集一帶の地を
も探り踏辱し貴軍と邂逅し命を奪ふの敵を以て
して敢て命を冒し却て大軍堂に計陣相闘ふを
得ざるを甚だ憾しむる誠からん次に中央軍大率して西
路にまゝりて風城の野に狼も足下鋭く精銳を指し
て西路にまゝりて知る事多し其の自ら禁せしむる親から
兵を提げて迎へ中隊に接し而して一隊を以て一面山の
大進するに待り北軍の来るに會し敵士四一らく平日の
渴情を氷解するハ苦き事地行し其の料も、撫蒙
意の一戦速末の貴軍功を念ひ十分の快初に及
らざるに臥し休戦の物定む足下の馬快之を趕ふ及
ハも遂に日末の懐中、幸負するを致す憾禁す
か、一兵乃兵馬の数を整へ足下の軍を、者、堪へ来り
を俟つ今に至りて已に十餘日終に一片の消息も中心
轉り感懐を増え乃暫く陣地を更へ以て足下の再奉を
俟つ其戦場のかきハ瀋陽、遼陽と唯足下の余耳

貴軍の遺棄の皮衣数百件十五て八城に集りて
特に厚衣を厚くも僅て差情を領し多く唯連合
破兩尊を逸せしむる憾しをも矣北路軍亦十八日控て
接し僅て貴軍遺棄の皮衣四尊を領し之を謝
辞し兩路の貴軍死屍三百餘名其跡信し五も力ハ
均く埋葬を行ひ見山上及溪口に五も其末、收拾し暇
あらも清幸幸之を諒せし尾山開伏以來貴軍の兵勇
を生擒せる數十餘名下りも使者衣を給して存養
し傷く者八匠に付し救治せし均く奉國に送り兵
照料を為せ哉 皇上(視同仁の聖徳)あらざる
幸し節懐く勞も勿れ無事の民人至て均く逃軍の
強棒を破り産を破り業を倒し家眷流離外ありハ
又土根素牧せらる天地の間をたざる地不仁人敢士
其子之視も多し忍ひざる不敵の擊軍の邊り必民を安ん
せざるを以て、夫し為れ其家子歸り業を款し及の足下
又圍子背き、款し進ずるを、進退兩つらら詰り失
ち只下居し民人聖心子賢君子の難人たるを以てせ
ハ是民を固する者之民何の力有て、軍隊を拒せや足下
頼く少く留意せし馬時下寒威積り、困の為つし自重
是祈し

東徒追剿

一月十七日午前十一時金山

忠信(差)報恩一万位の東徒攻勢の、あかき、も洛東
大邱の守備兵の去十二日の夜、翌十三日の拂曉東徒を
攻勢し、之を北方に解散せしむる、我軍もハ例量
獲傷隊の系系少尉負傷せり東徒の死傷ハ數百に
し、叛告ありし

金山 今橋兵站司令官

洛東兵馬井小隊の夜に扱れハ、安代方より叛恩討
進し向い、我兵も十二日午後十時夜襲して賊を、夥
破し翌午前七時更に進て攻勢し、同九時より賊ハ北方
に潰走せし

此役系系少尉微傷、東徒の死傷數百、捕牛馬武器
夥多あり

仁川 伊藤兵站監

一月十七日午後二時仁川
討伐隊長南ヶ佐りたの報告ありし、各分進隊を、
賊を西南陽に追勢し、中、我長兵、康津海南も、賊
あり、討滅し、我軍も、キンカイナン、センホウジエン、ソ
ンシブ、ソウゲン、ウサ等の巨魁ハ、既に捕し、執り、於人民を獎勵して
此等の討滅し、捕縛し、し、勤の、し、沿道各村の
人民ハ、大に、我軍の威徳を感ずるもの、如し

仁川 伊藤 兵站官

善後公署設立

一月十九日 時事新報

才三師團長桂中將は去十二月十四日を以て旧海城街
門内善後公署を開き地方行政の事務を奉行せり
こころふ一村中依り以て其長官に任じ鴻渡也而之依
及兎馬師團を謀之を助け万役の事務を執りしむ
とあり才三師は市内并に附近の村落を告示を掲げ又
民を以て善後公署の設之を知らしめし其文は曰

出末岐論事照得海城街門内善後公署辦理
民間不法之徒如有横行市朝道者即投公署而重勒矣
乙檢拿定斬不容決不輕貸

右諭通知

是に於て人民皆善後公署の頼むべきを知り一旦戦を避け
他郷に遁るるも漸次其旧屋に居住し各其業に
安んずるべき善後公署は市内の豪商其他有力家を
集め出仕しふして市内行政上の實向に志せし外郭を門
の内其三門を開き南北二門を開き出仕の保証に直
券を附けし人民の通行を許し又法官を設け司法を
置き人民の訴訟を聴き刑事民事の裁判を掌らしめし
村長官は法章を率し師團長の認可を経て法官に授け
し又司令官は之を一般人民に告示せしむる其文は
のやうに云

大日本帝國失鋒司令官は我軍隊の安全を保持し我等
民の生命財産を保護するを切下友の緊急なる法章
を制定知悉せしむ爾等人民能く之を遵守し若し犯者あり

ハ速に善後公署に告訴せしめし

一 間謀ハ死ニ處ス

二 軍事の旅行を妨ぐる者其状重きものは死ニ處ス

三 軍用電線其他軍事の物品を毀壞せし者其状
重きものは死ニ處ス

四 放火殺人の罪を犯すものは死ニ處ス

五 強盗強姦を犯す者故なく家宅に侵入し者其他
諸般の罪を犯す者ハ各其輕重に従ひに断す

右の如しは恰も民政廳の如き事務要整頓の日を遂て
諸君孰く有様ありハ居民も益心候し軍需不足を感
せしむるは

桂中將書に當口の我名譽領事

贈し 二月二十一日 海城報

領事使下日本帝國を以て宣戰す已むるは得ざるに
しる原國の貴下は已に詳悉せし不ふハ我軍ハ其後
遂に遼東の平原に進出し地戰役向清國軍隊ハ到處
掠奪を逞せしむる我軍ハ國々文明的戰闘を為さん
とせし者にして此の如き野蠻的の業を披作す故に我軍
ハ到處に土民の保護に最大力を尽しつあり也と多數
の外國人の居住せる營口も亦其害を蒙り居らざるや余の
最要慮も此に貴下是地に於ける目下の近況を

余に報知するの勞を執るを厭ふべし余は幸福之を大
に願ふべし又當城兵士所近に耶蘇教徒の我軍の特別
保護の下に在ることを、貴地を以て宣教師に傳告せらる
を待たば余は極めて満足すべし一余は別に貴下と討して
余の敬意を表す

海軍師團司令部に於

桂 中將

營口に於てハバジリル貴下

蓋家屯附近の戦状 一月十九日
時事抄後

去十八日(十二月)早朝營口街に於て我前哨線の前面上に敵
二百許攻つれし旨復しあり依て直に歩兵二箇中隊を以て
敵状を確しむ午後一時中隊は進んで城の西方より畑
地より蓋家屯に至りし敵の騎兵約百名歩兵約三百
名と衝突し直に開戦して兵三十名を死傷しし後我
中隊は敵兵の愈々蓋家屯に至るを知り又其復讐を
確しむるを得其任務を尽ししに前哨線迄退きしに
此戦に於て我軍の下士以下六名微傷せし敵の死傷ハ詳
あらざれども其の敵中隊の激烈なる攻撃を以て
一時射撃を中止しし位ならん其死傷者も亦少
からざるを推知すべし又我軍中隊の敵兵も目撃す
るにても少からざるなり

敵状視察

十八日午六我前哨線前に敵兵ありしを獲を得桂師團
長ハ史鳴未謀を以て、膠甲山に於て敵の情状を視察せ
しむ其夜半甲午後二時頃下加河附近に敵兵の支隊
縱隊(伊次北方)向て行進し來り午後三時半頃柳公屯
に到り全く行進を止やうし其兵數は少くも一千人以上に
騎兵約百騎あり其他缸瓦寨(一名感王寨)あり於
多敵の敵兵ありしを以て我師團ハ翌日を期し先づ柳
公屯より敵兵を攻撃せしむるに決せり

十九日の進軍

昨日未の復讐を以て敵兵を柳公屯に集め又蓋家屯を
も占領し之を以て、前哨線より前進し柳公屯に敵
兵約百を以て、確し得しに於て我師團ハ是等の
敵を撃退せしむるに明らけ行進を始め先づ方向を柳公
屯より定めて前進しし其部署は柳公屯ハ大馬路將一部
隊を率ひ膠甲山の北方より進み大馬路將ハ其南方の道
を取り桂師團長ハ兩隊の隊方より河以進行す午前七時
頃より敵兵柳公屯に至りしを獲を得しを思ふに昨日
此地より前進し敵の復讐を以て退却ししを以て、
柳公屯の敵兵退きしを以て、我隊ハ方向を轉じ蓋家屯に當
り此地亦敵兵ありしを全く占領せしを得しに此時騎兵は
道より白く下加河より敵の騎兵五六騎を衝突し我騎兵
ハ之を撃退し下加河を占領し敵の馬匹一頭を獲し敵
ハ缸瓦寨の方向に退かりしを以て、我軍ハ柳公屯に缸瓦

我軍は先づ破兵を以て下加河の西北に煙地を放列を布
くし、後て歩兵を居陣し馬圍子に向ひ又其一部を分て
紅瓦寨及香水淀子に向ひし馬圍子に向ひし石田少
佐の大隊を以て敵の抵抗甚強固し其も拘らざる突撃
之を破り午後二時十分全く之を占領せり此時我軍は
紅瓦寨の北端に達し敵の四門を備へ猛烈なる砲撃を
受せり

戦場の地形及敵勢

此地方ハ一帯の平野にして一の障礙物なく四面唯積雪の
障りしむる久々の敵軍の進退ハ恰も一大練兵場と操練
を行ふ如く一帯一帯皆目録の向しなり敵ハ紅瓦寨馬圍子
香水淀子の村落に依り土壁を以て堡塁とし代々平野より
我兵を射撃せし加え敵ハ西方に位し我ハ東方に立りしや夕
陽眼を射積雪亦日光を反射し殆ど敵の不在を以て確
むし苦む程にして我ハ不利実十名状を以て我ハ兵力ハ
甚大にして二万余名の外に騎兵四五百あり之を率ふる者ハ
清國の名將と稱せし宋慶林にして統領ハ將弁及及豊
某あり又統領ハ李第馬瑞慶劉周某あり亦尋常の
敵にあらざる

我軍の突撃奮撃

我軍は先づ破兵を以て下加河の西北に煙地を放列を布
くし、後て歩兵を居陣し馬圍子に向ひ又其一部を分て
紅瓦寨及香水淀子に向ひし馬圍子に向ひし石田少
佐の大隊を以て敵の抵抗甚強固し其も拘らざる突撃
之を破り午後二時十分全く之を占領せり此時我軍は
紅瓦寨の北端に達し敵の四門を備へ猛烈なる砲撃を
受せり

我海軍が津浦に上陸す

日大十軍八地ニシテの抵抗を受けしを以て
宋城津浦に上陸す終る

一月廿一日上海電

宋城津浦に上陸す東端 威海衛を距りて十三四哩の
所なり

一月廿日其電報云電報に依りハ三隻の日本
軍艦ハ十八日登州津浦を砲撃し一軍隊(海軍)

八十九日砲臺を破壊す

即ち廿日廿万五千餘人の日本兵が榮城

濱に上陸し又五十隻の運送船が逐々沖

に懸れり

榮城濱の要塞ハ三隻の日本軍艦の

為に鎮壓せられり以上北清日、新聞
号外

同濱の諸堡塁ハ日本軍艦隊の砲撃の

為に破壊せられ戦術力を失へり 同上

日本艦隊は去る十九日の土曜日を以て登州

府を砲撃せり 英米軍艦は定次砲臺の

為に該地に向て砲撃せり 同上

威海衛敵の砲撃 一月廿二日
時事新報

此は上海電報に日本軍艦威海衛を砲撃するを受けり
ハ事案ナリ其の公報あり其の砲撃を受けりハ
其号ナリ同艦の如く砲臺ナキ居りハ砲臺を築
知事陸一万二千メートルの距離あり同艦に向て砲撃を
始めしハ其も遠中より其の如く其細の砲撃を受けり
右一四の砲の上を砲撃し弾丸もありしハ陸上より
之も又誤りて損害を及ぼすものと推察せしふと云

フォスター氏の来日 一月廿一日午前十四時
横濱特報

来朝するハ其の如く其の如く清國駐和使
張蔭桓の顧問米田前國務卿フォスター氏ハ
今廿一日午前七時英國郵船インプレスインテヤ号
にて横濱(横濱)に入港せり

昨廿一日倫敦特電に曰く
諸新聞の報より知れ依れハ米國ハ國務卿の訓
令に後ハ在東京の米國公使ハ其職務より
日本政府に報告して云く

支那の清和使節張蔭桓の顧問フォ
スターハ清政府と一個人の約束を結ぶ
為の討議中なり此事は関してハ米國政
府の事も知らざるべし

朝鮮国王大朝誓言書

維開國五百三十二年十二月十二日 敢昭告于

皇祖列聖之靈惟朕小子與之自冲羊嗣守我

祖宗丕丕基迄今三十有一載惟敬畏于天亦惟我

祖宗時式時依屢遭多難不艾厥王厥緒朕小子其

敬曰支言天心重由我

祖宗眷顧臨佑惟皇我

祖肇造我王家啓我後人歷有五百三年遠後之世

時運丕變人文開暢友邦謀忠廷議協同惟自主獨

立之慶肇華國我國家朕小子曷敢不奉若天時以保我

祖宗遺業曷敢不奮發淬勵以增光我前人烈維時

自今母他邦是時恆固步于隆昌造生民之福祉以華

固自主獨立之基金念厥道毋泯于舊毋悞于怙惡焉迪

我 祖宗克謨殿察宇內形勢聖聖革內政矯厥積

弊朕小子茲將十四條供我誓告我

祖宗在天之靈仰藉 祖宗之靈烈克底于績用

或敢違惟 明靈降監

- 一 割斷階依清國慮念 確建自主獨立基礎
- 一 制定王室典範 以昭大位維美堅牢厥分
- 一 大君主御心殿視事 國內政務親詢各大臣裁決 右墳宗戚不容干預

- 一 王室事務與國政事務須即分需毋相混合
- 一 議政府及各衙門職務權限明行制定
- 一 人民出稅總由法令法定率不加苛加名目濫行徵集

- 一 祖稅課徵及經費支出總由支衙門官指

- 一 王室費用率先裁節 以為各衙門及地方模範
- 一 王室書及各官府費用 豫定一年額籌確立財政 基礎

- 一 地方官制亟行改定以限節地方官吏取權
- 一 國中聰俊子弟廣行承遣以傳習外國學術技藝
- 一 教育將官用徵兵法 確定軍制基礎

- 一 民法刑法嚴明制定不可濫行並革懲罰以保全 民生命財產
- 一 用人不拘門地求士遍及朝野以廣人才登用

上諭文

若曰咨爾百執事 庶士既庶民咸聽朕語

惟天忻我祖宗丕丕基惟德

惟祖宗受天明命保佑子孫輯睦黎民厥歷年惟永久

亦惟德

惟朕嗣無疆大歷服舊章將率亦惟五漢時義及

周敷或遠逮于中身用克享于天心後其敢曰德惟德

相敬時感軍熙朕采惟時延今綿茂各國締厥約惟獨

立之實是懋

獨立之實肇肇於內修厥政聖固我獨立之實在矯革

宿弊修奉實改以固王國克富克強

維朕大教言揚于心詢于在廷惟曰更張茲庸廓立矣

慮稽先王成憲鑒于列國形勢變官典頌紀

小民敬捧のれを海軍隊に差出さるる所ありて今日迄
牛羊雜稼畑作及薪炭等の軍需品献上を領せしむるの
儀に違へず我軍隊へ之を屬せしむる儀も亦致すを
与へて之を以て其意を嘉せしむる相違の故也
給して收むるにせり是等の兵を以て海軍の居民は各
占領地居民をも一層帰復の實を養ふるものなり是等の
我軍隊の秋更に狂きしるる明なり故あり
カ三師兵の海軍隊に入りて其の師兵の一部隊を以て市街
の周圍市内の要所を哨兵を以て守りて市内の商店
任一其居民の救済をももて居諭せんとの市内の神社
佛壇等々哨兵を以て保護せしめ又耶蘇教の會堂あり
て人民の帰依をももたせしむるを以て師團長桂中將は其
外國宣教師の有るを要し教會をももたせしむるを以て
是等哨兵を以て哨兵を以て保護せしめしむる
蓋平占領 一日十二日
毎日新報

カ二軍力未だ哨兵隊ハ四日復物あり七日無岳城ニ
達す八日全一日の無岳城ヲ降す九日隱岐大佐の
部隊を合併し同日蓋平和城ヲ距り約三里の楡林
鋪ニ達し翌十日を以て蓋平を攻撃す(カ二隊之
是の時カ二軍の佐益大佐ハ步兵カ一隊隊破兵一中隊騎
兵各一隊を率めて海軍隊より大石橋なる文字少佐
ハ其歩兵二大隊を率めて楡林鋪より大杉馬山嶺まで
我乃木少將の旅團を以て援撃せんとす都合なき

蓋平占領 一日十二日
毎日新報

十日時夜混成旅未ハ蓋平和城ヲ攻撃す其攻
撃ハ午前五時三十分より之を以て午後九時三十分全
蓋平城を占領せり戦闘は時間少く敵の抵抗頗る
劇烈なりしを以て我軍の戦力も亦甚しく敗る敵
ハ北方山口方面へ敗走せり我騎兵の報告に依りハ
正午頃約一方の敵ハ山口街並上並新店より敗兵を
收拾して其山口方面へ退却せしむるなり此一方の
敵兵の来りしハ河岸の敵兵の急攻を以て未だ
我軍及ハて侵入し上りしものあり我部隊ハ既ハ蓋
平を陥れ其主力ハ城の近傍に宿營し更ハ一部隊を海
山軍にわけて山口方面の敵に對して守備せし

敵の死者約二百名傷者未詳停虜約百五十名あり
我死傷將校以下二百五十名
停虜の言に拠れば敵ハ對して敵ハ其士成の卒中ハ八營
(四千名)破四門張(各未詳)の卒中ハ五營(二千五百人)
之未詳なり敵兵ハ徐邦道(六十八營)九十八營(九千人)と
云

此日蓋平城陥落の後カ二軍の一部隊蓋平より別
カ一軍と連絡を以てせり
敵將其士成ハ車に乗じて敗走し其城の門外より
我兵の馬を射りし車を出て徒歩せんとせし其更ハ
其後部を射らる此時我兵既ハ進て五十メートルの近

子より歎兵急子其を其の辛やて史を其を得ると云

皇后陛下の仁慈

一月十九日
廣島通信

皇后陛下の恩名よて今回の戦争に付負傷者若
ハ凍傷の爲め手足を切斷ししものも各人工の手
足も賜はり其費用ハ御手許金の内より支出せら
せり(キ)旨達せり候なり

露國赤十字社の寄贈

露國赤十字社より日本赤十字社に向け負傷者
二十五名を入るべき野戰病院上必要なる物件一式
即軍用擔架六段其用白布外科器械其他必用の
附屬品を寄贈せり候なり其旨同社より露國公
使の手を経て我外務大臣に紹介ありし其達せり
沢文ハ左の如しと云

貴國

皇帝皇后陛下の至幸至幸なる所保護ニ共
殿下御總裁の下に成立せ居候大日本赤十字社の博愛
的事業ハ現時の戦争に際し日本及び清國の負傷者
に熱心平等に救療愛護を施さ候に付てハ社会一般
の敬意並同情を惹起せざるを得ざる次第ナリ有之候
就てハ我 皇太后陛下の至幸至幸なる所保護
成ニ致居り露國赤十字社の實赤十字社ハ負傷者

二十五名に對する病具一式寄附申上度事ナリ然
致右の趣露國赤十字社總裁陸軍中將カウツツ氏
より電報を以て右の病具一式實赤十字社(御傳達可
申為の最近便を以てオテツサ港より可送付旨批者ハ
申來候に付てハ古受取次第有し御傳達可申上候先ハ
右の快復貴下御通知申上度茲に敬意を表し候

日本赤十字社總裁
小松宮 華仁親王殿下
ヒトロウオ

出征兵隊の渡り物

一月十日第二師團兵の出征に付時給とせし五日
左の如しとす 一月廿三日渡賣物函

- 一村田銃銃 明治十三年式及彈藥外教正 一銃
- 一綾衣袴 一着
- 一綿衣 襦半衣袴 二着
- 一過着外套 一枚
- 一防寒用外套 一枚
- 一頭巾 一個
- 一フランドル襦半 一枚
- 一過着用外套 一枚
- 一防寒用外套 一枚
- 一毛糸袴下 一着

一 毛糸靴下	四足
一 御半	一足
一 襟巻	一助
一 毛布	一枚
一 ハコ帯	一助
一 革製短柄笈	一枚
一 フラネ復巻	一枚
一 紙製襦半	一枚
一 洗濯石鹸	一足
一 草鞋	一足
一 豫備靴	一足
一 ツノ製革褌	一足
一 錐鉄柳葉針糸ノ類	一個
一 背負囊	一個
一 彈丸入袋	一個
一 油紙	一枚
一 天幕(但一人釣)	一枚
一 食塩	一箱
一 道明寺糍	六合
一 水筒	一個
一 板	一個
一 輕節	二本
一 背囊	一個
一 便利將西油	一個

計三十四品

榮城湾上陸の公報 一月廿四日 時事新報

一月廿三日午後五時五分發
 田 廿六日午後五時五分發

大正官報

二十日午後五時三十分接手
 二十三日午後五時五分接手
 報小曰く
 同報十九日午後一時三十分の運信に
 共々大連湾を奈一二十日未明榮城湾
 十刻迄せり

八重山等の諸將ハ之ヲ先ツテ謀ルニ
 到リ陸戦隊ヲ編制シ上陸セシム
 地時款ハ急告有墻内ハ備アル
 野戦砲四門ヲ以テ多少の防戦ヲ試
 みヨ我ハテ一(被リ)破ヲ以テ之ト

應戦せし間八寸山等の諸艦より砲撃して款を撃退しし故に我陸戦隊ハ一兵を損せしめて上陸せざるを得該野戦砲四門を奪て之を八重山艦に搭載せり

第一次出発の運送船ハ二十日朝續々島港直ち上陸を始り二十日午前三時四十分薩摩丸の該地を出発する時迄ハ既ち其九分過り揚陸を終り二十日の夜ハ若干隊榮城島に進発しし

第二次の運送船も二十日午前島港

既ち半揚陸を終り天候ハ至り平穏かりて上陸の諸事作能く整頓し頗る好結果ありし

山東角の燈臺に英人二名独逸人一名支那婦人一名あり是等ハ相違の事書を給後前の由り點燈を為すことを命じし

榮城湾上陸詳報

榮城湾上陸の事ハ何すか之に依り大連湾より若干の運送船ハ一月十九日午後一時按鐘して榮城湾に向り大連湾より同湾迄ハ百十五哩ありて軍艦若干隻之を護衛し機線長く一直線ありて進航し第一次の船ハ二十日早朝既ち同湾に到りし

先是我軍艦ハ同湾に到り揚陸の準備を為すに陸戦隊を組織し端艇にて海

チイナ早ク便乗せしこと成り
同船長坂を往て神戸迄直航せしものハ構和
使一行ハ馬関より出立し其の先とありて神
宮度まで至らるべし

一行ハ六七名の公者一し四十余名ヲ減し其内
官吏ハ六七名ヲ過さざりて他ハ皆普通の従者ニ但
近弁として西洋人一名ヲ隨へ居し云

李鴻章も始りて其他の當局者ハ此後日本
軍の進行に任せざりて北洋艦隊ハ全失ナリ
人々も恐れ在りて構和ヲ熱心ふるり主戰論の
行ハるも拘りも清和使節張邵の一行ハ念
来り二十六日上海解纜の工ハプレスオウチイナ号
ヲ搭りて日中ノ便港より事とあり

使節の一行ハ神戸ヲ上陸し同地ありてオースター
氏ハ抗議を遂げし上廣島ヲ進む云

明治二十八年一月十六日 於度宮

大勲位 熾仁親王

特賜菊花章頭飾

特叙功二級賜金鷄勲章

熾仁親王殿下今二十四日午後三時喪去ア
ラレ

明治二十八年一月二十四日

宮内大臣子爵土方久元

熾仁親王殿下喪去ア今二十四日ヨリ三日間
喪期仰出サレ

同新ニ命今二十四日ヨリ五日間
喪中表仰出サレ

勅令

朕茲ニ故太子謀儀長至神皇孫陸軍大将
大勲位功二級熾仁親王國葬ノ件ヲ裁可ス

御名 御璽

明治二十八年一月二十四日

閣令

太子謀儀長兼神皇孫陸軍大将大勲位功二級熾仁
親王殿下喪去ア存宮中表及奏報被仰出サレ
今二十四日ヨリ三日間歌舞音曲ヲ停止し
其儀執行當日ハ東京府下ニ限り尚之ヲ停ム

明治二十八年一月二十四日

内閣総理大臣伯爵伊藤博文

頗る好天気にて上陸の都合(互)一隊ハ二十日埠
柳村附近の約子あり乍候之を撃退し天夜
城に達せし其後少く和ら
榮城船迄辛うして野砲を連射得榮城船より
フヤビヤウセキ(天夜城跡)ハ既に道路復泰を
清らなり地道ハ外に改築せられ野砲を連射得
見込めて既に工兵隊を派遣あり城景況を
辛うして全野砲を連射得へ
二十二日午後五時榮城船發車係中佐より左の報告
一月廿五日大不況矣

才二回輪送し来れり中戦闘部ハ二十日午後上
陸を終り其夜直に榮城船を占領せり
此地方子より一隊ハ餘り抵抗せし我兵の進
むに後い歩み西に退却し目下石家河及び
沙格庄迄ハ敵あり一隊ハ榮城船より新嘉
小義勇團の者多きみ居るなり

昨日正午頃より威海衛の方向より巨砲の
声を聞く又我前哨線より地を於て昨夜同方向
子電気燈の光を見又砲声を聞く
トウジン(土人)の表面上至て平穏なりとも未だ全く
心を許さず榮城船迄ハ辛うして野砲を連射得
復泰を清ら地道ハ外に改築せられ野砲を連射得
得り又よて既に工兵隊を派遣あり城景況を
ハ辛うして全野砲を連射得へ

北清日と新國の事外

上海電報に依れハ北清日と新國ハ日本軍の
別働隊に上陸し

榮城海上陸状況

一月廿六日度々矣

我軍榮城海上陸の状況を詳しくは運送船が大連
湾に發せしれハき瓜裂して氷点以下十一度下降
才一泊出帆の概二十日の未明に榮城船に入り
雪ちらりし降し陸上山皆積雪を載し居りし
寒気ハ大連(海)より北に吹れり上陸直時の芝罘ハ
華後子居る軍艦より發射せし砲声は海を伝
少茶(海)音未だ止まず子榴散弾の破裂銃聲も
之に交り此間には兵馬貨物の揚陸端舟の往來も
混乱せし殊に某船は發射せし一弾が巧み敵の砲
臺を破壊せし如きは實に壯観なり此実況を
遠く者より傳し臨時の住民ハ我軍上陸の事
破声子驚き近傍の山に難を避けられ我軍紀

伊東艦隊司令官の報告

第一遊撃隊八十九の五日登州を砲撃す廿日
相嘗津津より本隊を合せり上陸点十八一中隊
位の敵兵より八重山以下先攻の法艦より
砲撃を之より走らし八重山陸隊ハ野砲四門を
分捕せり陸軍ハ雪中長軍の上陸を始り一輪
送ハ悉く揚陸を終る廿五日十六才三回の分近結了
の見入

敵艦隊ハ依無威威の傍より昨日同港中上運助
中砲着より射撃を始り昨日水雷隊も着り
砲撃すも受けし九才三事

一月廿二日 伊東聯合艦隊司令官

敵兵の来龍表

廿四日午後八時五十五分第一軍参謀より左の
報あり
本日午前三時敵の歩兵約百名セツハテシ(雪裡店カ)
の城歩哨線に逼りし我兵之を撃退しし
賽馬集寛甸に並し海城方向便り異状あり
古北口の口果り果り兵五千外に拾鎗隊二百及び
徐邦道の兵五千半附連ありし午後二時十分
ヒウニナイ乃末少将より一万一千の敵兵よりヘイサン
(大桂山)の方向より来龍表せしを報あり

海城の戦利品

廿五日午後一時五分第一軍参謀より左の報
あり
二十一日の海城戦利品の戦利品ハ
子母砲(二百年前の後装砲)一

- 大砲 一
- 旋糸銃 七十一
- 小銃彈 四千五百発
- 刀 一
- 旗 四
- 大鼓 一
- 喇叭 一
- 毛皮外套 十五
- 其外捕虜五名之

榮城湾上陸の後 一月廿五日
馬子新口北野

薩ラ丸八代之間中將以下第二師長司令官参謀
等を載せ初めて榮城湾に上陸しし二十
前七時より投錨しし八時九時迄
我艦艇の湾内に入らばや陸上の海兵八挺

突砲一より我八寸山砲六水兵二十名許を以て陸軍
隊を組み端粒より被砲を察しつゝ進航せし
め如所より砲撃せし之を掩護ししは清兵ハ
其野砲より毒薬一山砲を傳ふて敗走し其間
終つ一時間を充ちしは初め清兵の海軍に入るや天
方大雪ありて咫尺を辨せしは清兵ハ我艦一二隻
龍來せしのみと思惟して突砲一より暫時
して雪霽ハ我軍艦隊送込數十隻袖戸相衝
入て來居ししを望見し我軍怖奔竄れしを
陸上の清兵ハ四百乃至六百と云ふ四百と云ふ実
に進し其死傷分相ありしは我軍砲弾十發手
れて肩幅の傍に死せしもの四名あり死者ハ多
多に止ししふらん

清國講和使來見

講和使今朝長崎より直事神戶

向ふ各の吉通報あり

一月廿八日
午正去矣

故有梅川大將官殿下
勅語

御認親ノ躬ヲ以テ風ニ維新ノ心固ク翔テ
文臣ノ資ヲ抱テ克ク中興ノ鴻業ヲ輔ク
積徳盛望内外重キヲ帰レ偉勲ヲ績
古今觀ルニ布ナリ洵ニ是宗室ノ羽是寒
國家ノ棟梁ナリ今ヤ隣邦譽ヲ啓キ
六師征テ討ス御職軍機ヲ當テり日ニ
帷幄ニ奉シ籌畫愆ナク贊襄切アリ
惜ムラスハ全局ヲ收ムニ至ラス中道ニテ長
逝ス曷ソ痛悼ニ勝ン茲ニ武部長從ニ
位勲ニ等侯爵錫篤直大ヲ遣ハシテ
賻弔セシム

西南部の東征

一月廿八日午後 仁川発

釜山作津地少佐より只今友の通復あり
釜山より派遣しし鈴木大尉が去十日波青妖坊に
韓人より一処に依れハ去るハリ中軍及京城神共の
一部ハ長身所近して東征を撃破し賊の北辰山
を破せり長身ハ派遣しし中隊及楠野少尉
の吉揚子依れハ十九大隊の先中隊の枝隊及
亦大隊の白木中尉の率る中隊ハ聯合して
三面より中隊を進み中隊ハ十五日徒州を発
し康津海南の残賊を攻撃せしむる中隊ハ
隊ハ竹山河附近まで東征四百名を撃破せり京
城の韓兵八百名順天樂安寧城を死して徒州
に向へり

仁川 今橋兵站司令官

一月廿九日午前 仁川発

去十九日發福富大尉の率て夜襲し依れハ去十三日
カキヨウリハ派遣しし復奉隊ハ去十七日長湖院と
陰城より間十於て亦十八隊隊石守中隊の支隊と會
し偶々賊數百未捕せしむるを以て共々協力して之を更
へ撃破數十名を殺戮し賊兵一名も負傷を賊ハ四子
解散せり

仁川 今橋兵站司令官

先鋒隊張家口子に進む

一月二十八日の敵海防偵察を終り先鋒隊
ハ賊子張家口子に進みより日所敵海防
の東岸を去る四里の処に去り其の今
ハ衝突始まりしむる云

一月廿一日 町事 水坂

媾和使 神戸港へ出

一月廿日午前二時 神戸発

媾和使の一行只今港を明日上陸の
為に申入あり

一月廿日午後二時 神戸発

本日午前一時十分 媾和使の一行吉田の云
アラスカウチヤイナ等ハ入港せり折柄係
二付外務局鄭永邦氏及教習局局長
山田氏同船に赴き上陸ハ天明の頃せら
るる旨通達して引九午前九時十五分上

書記官同船に赴き、出立の挨拶をなして、帰舟に
續て、フオースター、ハンダーソン氏、フレージャー高
令のボートにて同船を訪問し、同十時半、使節張
蔭桓氏の英語通訳官、従者三名とせよ上陸し、
張氏へ馬車、フオースター氏、其他八人、力車にて、フオ
ースター氏の旅館より、エントランスホールに到り、對話
公會へ、午後一時半、張氏ハフオースター、ハンダー
ソン二氏とせよ同ホテルを以て、端座して、用意の脚
用、張氏、張九、ホリス、ホリス、ホリス、ホリス、
是より、夫井上書記官、松村海軍大尉、同船に乘込、船中にて
一行の乗組を待受けし、又、ヤイナ号に残り居りし、
副使、邵友濂、其他隨行者一同、張氏の上陸中、如何れ
も、尾張丸に乘込めり、

媾和の条件、固より談判の上あり、され、知事、由
なきも、張氏、八國書を、携り、居り、由、二、同、氏、八、年、歲
五十八、白髪の上、顔あり、羊皮の上、衣を、着、居
り、
当地、教、官、泰、羅、水、陸、兵、士、嚴、重、に、一、行、を、對、し、接、見、せ、し、
せ、し、米、和、堅、波、戸、場、の、近、傍、に、由、外、人、の、見、物、夥、く、
張、氏、當、り、上、陸、の、際、ハ、ト、ツ、突、声、起、り、乃、ち、馬、車、ハ、
帆、を、蔽、ひ、し、し、傳、進、行、せ、り、
一行の乗込、尾張丸、午後二時、出帆、せり、明日、午、前、
十時、予、品、ホ、リス、港、の、寄、り、

媾和使、廣嶋、嶋、志

一月廿一日、午、前、十、時、
度、山、寄、り

ハ、自、三、十、一、日、午、前、十、時、分、一、行、を、上、船、せ、し、し、米、和、堅、
尾、張、丸、ハ、宇、布、十、八、港、に、寄、り、同、五、十、分、木、橋、橋、り、上、陸、し、
去、川、支、店、に、入、茶、菓、の、各、應、を、受、け、休、憩、の、上、度、
此、地、赴、き、春、和、園、に、一、回、参、り、し、
副、使、邵、友、濂、ハ、豫、定、の、如、く、一、回、午餐、を、終、り、し、午後、
二、時、以、隨、行、員、一、二、名、と、共、に、同、園、を、出、車、を、列、ね、て、
洗、心、楼、に、移、り、し、り、道、路、の、交、例、ハ、見、物、人、堵、の、如、く、意、
兵、出、査、亦、嚴、重、に、警、戒、せ、り、春、和、園、洗、心、楼、の、前、
八、人、の、山、を、登、り、し、
一行の荷物、二百餘、個、あり、て、鋤、釜、水、針、紙、等、を、
も、又、交、け、し、し、食、品、を、持、来、し、し、由、り、予、品、を、四、十、八、
輛、の、荷、車、に、て、春、和、園、へ、運、び、し、り、

東、後、討、伐

去、り、日、豫、て、風、山、に、り、美、津、津、に、り、山、中、尉、の、
部隊、セ、ウ、ク、タ、(当地、の、西南、八、里)に、於、て、未、定、五、
百、名、を、遣、馬、一、廿、名、戰、一、廿、回、命、を、一、賊、一、名、を、傷、け、

撃捕せりし捕兵銃五十枝鎗五中旗三旗其他
書状ニ

昨三十日敵栗十、東虎の首領株四名を捕縛
火薬五百二十斤銃二百五十挺及鎗刀書類等
をも捕せり

目下黄海道の東徒ハ多くハ長岡ヲ集合一部
ハ秋幸風出向る銀波ヲ集合居るものあり
海妙の方面ハ目下静穏ナリ、昔該地ニ休
中ノ山中中尉ヲ獲告を得たり

右ノ自大の進軍云々
山中中尉ハ古村守備隊の内ノ二名隊ヲ加ヘテ
七日中地ヲ奔般栗松木ヲ経長岡ヲ山中中尉ハ
海妙ヲ進テ長岡ヲ向一ツ夾撃テ強硬ヲ討
伐一再び起ル患ふららむる目的トセリ

銀波の方面ハ先ノ紳兵ヲ以テ當らぬ確実なる
詳報を得し事後討伐ノ終了ト考ルニ
何ハの隊ニモ偵察ノ數ニ戒トヲ確實十兵を徒
勞セしむる操訓令セリ

陸軍東徒の首領以下目下当地ニ拘留審問中
ニ其結果ヲ依リ各官ニ交付するノ井上公使ニ護
送せらるるを決スヘリ
一月三十日午後零時四十五分

澳徳洞
無名兵站司令官

勅令

朕国民軍條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十八年一月二十五日
陸軍大臣 伯爵 西郷從道

勅令第百十三号
国民軍條例

第一条 国民軍ハ陸軍ニ属シ主トシテ構成
若クハ邊境ノ警備ニ充ツ

第二条 国民軍ハ國民兵ヲ以テ之ヲ編制ス

第三条 國民兵ノ召集及解散ハ勅令ニ依リ
而團長ニ戒嚴令ヲ宣告シ得ル權アリ司令官ハ檢
査官ニ切迫シテ通信断線シ命ヲ請フノ途ナキト

第四条 國民軍幹部ハ必要ニ應ジ現役豫備
キハ直チニ召集ヲ行フコトヲ得

後備ノ陸軍將校同相當官准士官下
士ヲ以テ充ツルノ外左ニ掲ル者ヨリ擢拔シテ

一 在 退役ノ陸軍將校同相當官准士官ニ

シテ國民兵役ニ在者若クハ國民軍編入志願ノ者

二 陸軍下士上等兵ニシテ國民兵役ニ在者若クハ國民軍編入志願ノ者

三 國民兵中材幹技能アル者

六五 陸軍後備兵ニシテ後備軍召集加ハラレル者ハ特ニ國民軍ニ編入スルコトヲ得

六六 六四六五ニ依リ召集ヲ行ヒ且シテ該ニ者ノ任官ハ陸軍武官ノ等表ニ依リ士官以上ハ師團長ノ具狀ニ由リ陸軍大臣之ヲ奏薦宣行シ其他ハ師團長ノ認可ヲ得テ聯隊長同等以上ノ權アル長官之ヲ行フ

六七 六三六四ニ依リ召集ヲ行ヒ且シテ該ニ者ノ任官ハ陸軍武官ノ等表ニ依リ士官以上ノ勤務ヲ令官ハ召集員ニ士官以上ノ勤務ヲ令スルコトヲ得其勤務ヲ令セシメ且シテ身分取扱ハ其ノ官職ヲ有スル者ニ准ス前項ノ司令官師團長ニアラサトキハ准士官以下ノ任官ニ付師團長ト同一ノ權ヲ有ス

六八 國民軍幹部ノ進級ハ擧擢トス其ノ任官ハ前條ノ例ニ依ル

六九 國民軍編制ノ為メ召集セラレタル者ハ志願ニ由リ國民軍ニ編入セラレタル者ハ其間現役ニ准ス

威海衛陥落

一月三十一日午後上海発

威海衛攻撃戦ハ本日ヲ以テ始メられ三箇所ノ砲臺ハ陸軍ノ為メ奪られ一箇所ノ砲臺ハ艦隊ノ為メ破壊され

其後報

威海衛ノ陸上砲臺ハ悉ク没落唯島上ノ砲臺ヲ抵抗ヲ試ミ

考のみ

二月一日時事新報

威海清攻勢の公報

二月一日午後四時十分大東亞各報
同 五時二十分 陸軍省誌

今朝八時五十分旅順奈午後零時四十分
迄の電報を曰く

才二軍八今朝六時頃より一百尺崖を下り
西南に當る高地の攻勢を始り艦隊ハ
百尺崖所の砲臺を砲撃す才六師京
八午前二時より前進を始り九時半敵の
防禦線の大部を占領し孤山後に進み
十二時半百尺崖所の砲臺を陥れ全
く敵有小隊も此時中隊ハ十二時半我

軍トウコウ東口百尺崖を占領の意あり

を占領しとる信号せり敵艦ハ劉公

嶋より内を去り日嶋劉公嶋ソウホウ

(或は黃嶋砲臺あり)砲臺と若我

陸海軍は向て頻りに砲撃す我艦隊

ハ東口及西口を抵りや運動しつあり

午後四時半より戦止まず才二師

圍の戦況ハ未だ甚さも多分温泉

湯の要地を占領せしむらん

二月三十日午後八時

山東龍駐湾

原田 大佐

寺内少将宛

此夜八時十五分旅順奈今日午前零時半迄の電報

今日午前一時到着し、情振子依兵弁
二師團ハ昨日風林集素南の二ヶ地を占領
一兩師團共占領し、高城ヲ宿営せ
歌ハ依兵より

二月二十

龍崎湾

寺内少将宛 原田大佐

威海衛ハ我陸軍の激進より攻撃の爲め四三十
一日全く果敢取せし

其東岸の砲臺ハ我艦隊の爲め破壊せられ
り

又日嶋砲臺ハ艦隊の爲め容易に陥られ、
又劉公嶋の砲臺ハ日軍は直に拵抗し、り兵に

東岸の砲臺破壊せられ、我ハ之を山天龍
海門砲臺大嶋天嶋の六艦より派遣し、
兵員より其砲臺を領し、攻撃せし、爲め又遂に
拵抗し、待たざるに成れり

毎朝四時

辦理大臣任令

清國使節渡来ニ付内閣総理大臣伯耆守伊
藤博文外務大臣子爵陸奥宗光の両氏ハ
全權辦理大臣仰付られり

使節會見

二月一日午後
廣宮會

清和談判ニ付る當科應表門の思ハ布り、予品
十時半頃より心査教名憲兵二三名を護衛
も加へ、陸奥外務大臣ハ四十分頃登座
伊藤総理大臣ハ稍遅れて伊藤書記官長
と共に登座せり又張邵の二氏ハ決心構り
隨行者とも合せて十輛の車を聯ね心査三
名先導し警部後より續きて同十二時十五分
知座に入れり一行の後装ハ昨日未だの時は
も美素あり

兩國全權委員の會合ハ僅十一時間許り
して午後一時頃散會せり本日の會合ハ案
も不單々双方全權の表詞を、照合し、今後談
判ノ圖を大御方、折合せし、位止まりし
あらん、此席に於て八別十次回の會合期日

定めきり一趣を以て支期日ハ一方にて便宜決定の上通知せらるるべし
退散の後使使の一行ハ車を連ねて洗心橋よりフオスターに徒歩して帰れり

二月一日 元談院の決議

本院ハ徳信の大詔を以て本年一交戦の目的を達シ帝國の夫業を定らしむるハ前途尚遠きと信ず故に之に伴ふ軍費の支出ハ更に許す要をも進んで之を懐疑せしむ一特に茲に決議して本院の意思を明ふ

大山軍司令官の報告

二月一日午後零時五十分 柳樹屯營
一月三十日午後三時大山第二軍司令官より友の坂あり

軍ハ三十日百尺崖所及其西南に亘る

高地の部を以て攻撃す行へり即昨日

拂曉より第一師團ハ龍家より孤山後

子第二師團ハ温泉場孤山の線より

鳳林集東南高地を以て前進す

第一師團ハ孤山後附近の高地を

奪取す第一師團ハ鳳林集東南

高地を占領せり午後二時頃より

百尺崖所より西南に亘る高地の諸

砦を以て我有り歸り敵ハ鳳林集

を退却せり

我艦隊ハ午前七時三十分頃より百尺

崖所砦を以て攻撃す我軍の運動

恨力せり敵艦ハ今尚湾内に在りて

媾和談判の拒絶

二月二十七日
特抜

清國全權使節張邵並我全權
伊藤陸奥二大臣ハ本日午後二時
俄ニ在野樓上の談判室ニ會合
シ彼我談判の末清使張邵ハ全
權の資格ヲ於テ欠ク事ヲ以テ
我ハ談判ニ應ゼザル事ヲ為シ
使ハ五時迄退クハ我全權伊藤陸
奥兩大臣ハ七時迄退キ
媾和使の一行は明後四日當地出發
尾張丸にて宇布島ヲ長崎迄送り返シ
こと決り

媾和使の宇布島發ハ多分明後

四日午後

二月三日
時事新報

媾和使一行人名

欽差全權大臣	張蔭桓
一等參贊侯選道	邵友濂
二等參贊刑部郎中	伍廷芳
同 內閣侍讀	顧肇新
三等參贊侯選道	瑞良
同上驛	梁誠
清官分省補用知府	沈鐸
同上官補直隸知州	盧永銘
隨員兵部郎中	錢紹復
同湖北候補同知	張洞華
同江西候補同知縣	張佐真
同山東知縣	招池濟
同山東補鹽大使	靖世廉
同候選訓導	沈卯京
供事候選布理問	徐超
供事分省補同知丞	徐保銘
美辦授補外委	學玉德

賀賀誌
以下同

百尺崖下の砲臺ハ既ニ我軍の占領シテ居ルニ
叛軍ハ一知りたる右ハ最良ノ上陸セシメテ海軍
の陸戦隊砲術師砲手等主として之ヲ擔任シ
陸軍ハ障害物ヲ取除キテ敵の陸海軍を困め
居ルルニ云

敵軍の鞏固法一之支

関谷少佐ハ近日蓋平占領の鞏固法其見
地の攻守ヲ詳録シテ其旨ヲ叛告シテ其
叛告中其鞏固法ヲ於テ其兵の戦法一之支セ
の跡ヲ記述シ其要大ナル

此役ニ於ケル其那軍の鞏固法ハ従来彼等
の慣用スル所ノ大差アリテ其要一ノリ因テ其
概次ニ左ニ叛告ス

蓋平城の地形

蓋平城ハ金州復州の北其地比其位置蓋平
優ハリ其家屋又壯大差無クシテ其地勢
せりり人ハ此地方高工業の中心点ニシテ其
易ニ察知スル所ニ得テ其地勢の経管及ハ街路の方
式ハ金州ト全く異ナル

敵軍の防禦不保

我軍ハ前道の右ニ二隊左ニ二隊ヲ展開シ中央
代ハ二隊ト砲兵一隊及工兵隊ヲ以テ其地ヲ

前進セ

敵は是迄ノ事ハ今ノ行方ヲ察シ静ニ
我ニ待チテ其有効射撃内蔵ハ近キハハ
百ノ一トシテ我ヲ以テ其地ヲ猛烈ニ打撃ス
行方

此ハ我兵の死傷ハ其地勢多ク其地勢
我軍兵ハ其地勢多ク其地勢多ク其地勢
一隊ヲ砲台ニ布キテ其地勢多ク其地勢

是ノ我兵ハ例ニ依リ一進一止シテ前進ス
我停止セシメ其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢

其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢

九時三十分以テ其地勢多ク其地勢多ク
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢
其地勢多ク其地勢多ク其地勢多ク其地勢

氷り詰めたり馬りきり其の艦隊の
運節自由ならず且津雪の爲り陸地
尺も己むを得ん予一遊撃隊の外
揚子より風浪今以依無とす、強く代艦
及陸地より交通爲り難く風の風き次
予の艦の答英佛独伊の軍艦見物
まゝ居る

右概要を返す

二月一日午前十時

伊東聯合艦隊司令長官

三十日の威海衛

今三十日午前就艦嘴 鹿角嘴趙山嘴
の三砲臺を陥れ海軍兵の直ち子趙北

嘴砲臺を占めし日馬を砲撃せし事

敵八日馬東洪箱及び軍艦が應砲
三名の戦死者を生せし敵の軍艦
七艘及水雷艇八揚家灘におきて
揚家屯におる我陸兵を砲撃せり
營所用器具物品ハ完備せり二三の
布設水雷の発火を試みしも発火せ
ずあり依りて悉く絶縁せり我艦隊
ハ尚今港外におり

一月三十日午前十時

龍窟嘴 少将大尉

一昨日の威海衛

只今校書丸來り左の儀致す之圖し

一日二日の陸海戦ありて八拾別の事

あり船隊三十一日午後より大風雪と

ありしを為し一旦引返り二日午後及三日

の朝に於て身の上港せり即三日午前九時

頃河船の威海衛附近より航行の途より

多数の軍艦百尺崖の近傍に集りて

目撃せり又赤塔艦士官の言に擧げら

れ軍人百石崖の砲臺を占領せり後

港内砲船の洋船隊を砲撃ししより

將隊より之を應じて砲撃せり

二月三日午後四時 旅順入口 黒井海軍大尉

威海衛各砲臺の砲數

北山砲南 二門 二門 二十四門 三十九門 徑中心砲軸砲

才二砲臺全 同 才三砲臺全 同

黃泥涯 黃泥涯砲臺 二十一 三十五 徑中心砲軸砲 二

糸祀臺 才一砲臺 二門 廿一門 五十五 徑中心砲軸砲

才二砲臺 一門 十五門 五十五 徑中心砲軸砲

才三砲臺 全 同

北山岸 九峰頂陸地砲臺 二門 十五門 三十五 徑中心砲軸砲

同 十二連射砲 二門 十五門 五十五 徑中心砲軸砲 全

同 龍臺砲南砲臺 廿一門 三十五 徑中心砲軸砲 二門

同 廣南砲南砲臺 十五門 五十五 徑中心砲軸砲 全

同 趙北砲南砲臺 廿一門 五十五 徑中心砲軸砲 四門

同 謝家所陸地砲臺 十五門 五十五 徑中心砲軸砲 二門

同 十二冊 世五口徑中心祀軸砲二門
揚峰嶺陸地砲臺 十二冊 遠射砲臺 四門

同 二門

日嶋

日嶋砲臺

南京集積造隱顯安砲全

劉公嶋

劉公嶋砲臺

英國造表造隱顯安砲 二門

黃嶋砲臺

二十四冊 世五口徑中心祀軸砲六門

右ノ内日嶋劉公嶋砲臺ノ安砲ヲ除ク外ハ總テ
新式タルヲ砲ト

計五十五門 明治二十六年調査

清國使次資格の欠点

清國媾和使節ハ其全権資格ニ欠了所
ありと云ハ

一 使節ハ日本全権ト會見照議する
の権力を有するのニあり

二 照議の事項ハ一ニ北京政府ニ
授けられて其命令を其方ニ制限
あり

三 故ニ事ニ議定して之ニ調下せらる

の権あり
故ニ之を全権使臣ト認むる能はずと
云ふあり

談判拒絶の宣告

清國媾和使去月三十日廣嶋ニ到

見しより以て西回廣嶋島履於て

兩國全権委員の會合を經り而

て該使節ヲ帶有せず不の全権委

任状を査見ししより又頓ち完全妥

當るべくもなかりて清國政府ハ

其使節より十分の全権を乞へざる

未ニ兩國ニ現存する所の重要

ある問題ニ結了せんとせざる

誠意なきものごとく認めざるを得ざる
に依り帝國全權委員の該使に對し
向て最早此上會議を繼續せしむ
こと能はざる旨を宣告せしむの止むを
得ざるに至り

全權辦理大臣 伊藤博文

同

陸奥宗光

外務次官 林董 殿

(二月四日於貴族院 公衆議院 林次官
朗讀)

三十日戰術員傷者

二月一日發大山中二軍司令官より大の報あり
二月五日午後十時三十分大和器に發

三十日の戰術員に於ける我員傷者ハ
中二師團將校一名 下士十六名 兵卒
五十名 中六師團將校二名 下士四
名 兵卒六十九名之但死者ハ此外と
又右の内傷者ハ之者四名あり
此外新聞記者一名あり 殊に大寺
少將ハ重傷を負へり

威海衛占領

二月五日午後六時七分大和器に發
二月五日午後三時半人の電報に到る

二月二日午前二時中二師團より
二個の大隊より成る偵察隊ハ敵

の抵抗を交す、午前九時より十一時の
間、於て、威海衛に進入し陸正面及
海岸の諸砲臺を畢く占領せり
目下威海衛及前記の諸砲臺ハ
歩兵才四回才十七聯隊の各一大隊
を以て守備す

百尺崖所附近ハ一部隊を以て守備
せり

外人の言に依り、威海衛に在り、歩兵
ハ去り一日の夜、是より芝罘方向に道
をせり

敵艦の内大艦約八艘ハ刘公嶋と

威海衛の間に在り、其夜の敵艦も亦

湾内に散在せり

敵ハ沿岸に在り、荷取を畢く煖棄

い

二月二日午前十時半、大山守三軍司令官

大か、管軍謀、総長、矣

二月四日午前十時、旅順、矣

旅順、清田、原、大、佐、より、大、の、様、あり

二月二。午前二時、才二師、兵、才、出、り

偵察隊ハ九時より十一時の向に於て、威

海衛に進入し陸正面の諸砲臺

砲臺を悉く占領せり

敵艦ハ刈公嶋ニ威嚇の向あり
我艦隊ハ刈公嶋の東北ニありて敵
艦ヲ射撃し軍部セリ夕刻迄了るまで
海上の砲戦止まず

本日天気晴穏海上波多し

談判拒絶鎮束の公報

外務大臣の通告

大日本帝國皇陛下の外務大臣 陸奥宗光
一等子爵 陸奥宗光ハ茲ニ大清帝國皇陛下
の欽差全權大臣ニ向テ左の事ヲ通告ス
大日本帝國皇陛下ハ内閣總理大臣 伊藤
博文 二位勲一等伯爵 伊藤博文 又本大臣ヲ全權
辦理大臣ニ任命セラレ 大清帝國皇陛下
陛下ニ任命セラレ 欽差全權大臣 陸奥宗光
和議定款約ニ締結スルの全權ヲ委任

明治二十八年一月三十一日

外務大臣 子爵陸奥宗光

大清帝國欽差全權大臣 張蔭桓閣下

大清帝國欽差全權大臣 邵友濂閣下

外務大臣の通知

大日本帝國全權辦理大臣ハ茲ニ大清帝國欽差
全權大臣ニ向テ左の事ヲ通知ス

大日本帝國全權辦理大臣ハ二月一日午前十
時廣島縣廳ニ於テ 大清國欽差全權
大臣 子爵 陸奥宗光 而シテ 其時ニ於テ 互ニ
有テ多シの全權委任状ヲ交換ス

明治二十八年一月三十一日 廣島ニ於テ
大日本帝國全權辦理大臣 伯爵 伊藤博文

大日本帝國全權辦理大臣 子爵 陸奥宗光

清使の回答

本大臣命ヲ奉リ 恭テ 國書ヲ奏シ 貴國ニ出使
矣 緒二十八年三月六日 廣嶋ニ到リ 貴大臣ノ來

天子格、貴大臣ハ貴國大皇帝の旨々奉り、特ニ
全權辦理大臣の任ヲ授けり、本大臣ハ媾和豫定
條約ヲ締結セしむる事ヲ致意ス、貴國ハ舊
好意忘れざるの意ヲ彌縫せんとして期を請ひ相會せん
と欲まの折柄、爾後貴曆二月一日午前十時廣鳴
知廳ヲ於テ會晤せしむる事ヲ通知せられし、因り本
大臣ハ期ヲ至り前往す、此段公文ヲ以て回答す
光緒二十一年正月六日

大清欽命出使全權大臣尚書銜
總理各國事務大臣戶部左侍郎 張蔭桓

張頭品頂戴湖南巡撫 邵友濂

大日本帝國欽命全權辦理大臣
伯耆伊藤 閣下
子爵陸奥

全權委任狀

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミ
光大日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル
有衆ニ宣示ス

朕帝國ト大清國ト和好ヲ回復シ以

テ東洋全局ノ平和ヲ維持センカ為ソ

茲ニ信任スル所ノ内閣總理大臣從二位

勳一等伯爵伊藤博文外務大臣

從二位勳一等子爵陸奥宗光の

材能敏達ナルヲ以テ全權辦理大臣ニ

簡命シ委スルニ各別ニ又共同シテ大清

國全權委員ニ会同協議シ便更

事ヲ行ヒ媾和豫定條約ヲ締結シ

之ニ記名調印スルノ全權ヲ以テス而シテ

其議定スル所ノ各條項ハ朕親シク

檢閲ヲ加ヘ其妥善ナルヲ認メ名後

之ヲ批准スハシ

神武天皇即位紀元二千五百五十五年明治二十八年一月三十一日
廣嶋行在所ニ於テ親ら名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 御璽

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

清國皇帝の勅諭

尚書衛總理各事務大臣左侍郎張蔭桓
張頤品頂戴署湖南巡撫 邵友濂

ツルシテ全權大臣ト為シ日本ヨリ派出ノ全權大臣ト事件ヲ会商スヘシ爾ハ仍一面ニ總理衙門ニ電幸シ後ノ旨ヲ請フテ遵行スヘシ隨行ノ官員ハ爾ノ節制ニ聽カスヘシ爾其レ精誠ヲ殫竭シ謹テ事ヲ行ヒ委任ニ負フコト勿レ爾其レ之ヲ慎ンヨト諭ス

（即異一委任權限ニ付照會）

大日本帝國全權辦理大臣只今大清

帝國欽差全權大臣ニ知照セシテ爾全權委任狀ハ媾和條約ノ件ニ付大日本帝國ノ皇帝陛下下リ全權辦理大臣子附与セラレシ一切ノ權限を包含スルもの之物ハ可成他日ノ誤解を避ルル為メ且相互ノ至意ヲ基キ大日本帝國全權辦理大臣大清帝國欽差全權大臣より知照セラレハ一切ノ全權委任狀ハ未ダ查驗を待テ果して大清國皇帝陛下下リ媾和條約ノ件ニ付欽差全權大臣子附与セラレ一切ノ權限を包含スルもの之物ヤ否書面ニ以テ確答ありんことを仰ル

明治二十八年二月一日 廣嶋行所於テ
外務大臣子爵陸奥宗光

清使の回答

光緒廿一年正月七日貴大臣ハ奉命ニ於テ貴國大皇帝ノ勅書一通先ニ御署一通を面會して交附せられ大日本帝國ノ何れも既ニ敬悉也又本大臣奉命ニ於テ全權委任を詢問公文にて回答せしきことを請未せし大日本帝國ノ使奉命ニ於テ勅書ハ貴大臣ニ即日交換せしを既ニ知悉也大日本帝國大皇帝より媾和締結の爲メ條款を會商記名調印の全權を委られし

議定の各條款ハ迅速ニ辦理せざる期ニ至ルニ以テ電信ヲテ本國ニ奏請シ勅旨ヲ請ヒ期を定メテ調印ニ更上テ議セシメの條約書ヲ簽押シ中
國ニ傳ヒ奉テ大皇帝ノ敕ヲ披閱シ加(果)テ安善ニシテ批准セラレテ待テ施行ス(キ)ト云
此段公文ヲ以テ聲明ス

光緒二十五年正月八日

大清欽命出使全權大臣尚書銜總理各國

事務大臣戶部左侍郎

張蔭桓

張頤品頂戴署湖南巡撫

邵友濂

大日本帝國欽命全權辦理大臣

伯爵伊藤博文閣下

子爵陸奥宗夫閣下

明治二十八年二月二日

伊藤辦理大臣の演説

本大臣の今日條と俱ニ將ニ探ラレシキル如ク
支那ハ論理上止むを得ざるの結果ナリ
ありて其責ニ未ダ本大臣ノ歸ス(キ)又ナラズ

從來清國ハ外人ノ列國ト全然睽離シ時ニ或
ハ列國ノ社團ニ伍伴スル為メ生カレシメ
益ヲ享受シ(ル)也其交際上伴メ未ダ守
テ居ルハ往々自ラ敵トシ(ル)也清國ハ市

孤立シ猜疑トモ以テ其政策トモ故ニ其外
交上ノ關係ト於テハ善鄰ノ道ニ必要トモ
公明ト信實トモ欠クヤ

清廷の欽差使臣ノ外交上ノ盟約ヲ自公然
意ヲ表セシ後却テ斃ス(ル)之ヲ調印ス
之ヲ拒メ或ハ傲然已ニ締結セラレシ條約ヲ向

テ更ニ明白ニ理由モ示シ漫然之ヲ拒否ス
實跡一ナリ是ラモ古キノ實跡ニ於テ之ヲ徵
ス(ル)當時清廷ノ意中探持ス(ル)誠實ニ其談
判ノ局ニ至ルル欽差ナリモ復必要ナル權利ヲ

委任セラレタリ(ル)比(レ)皆然ラ(ル)也其(レ)又
故ニ今日ノ事あり(ル)初ニ於テ我帝國政府ハ先
既件ノ事實ニ鐵メ全權ノ定義ヲ概ハシ(ル)清廷

欽差ノ一切談判ヲ辭ス(ル)ノ決意ヲ以テ斷然
媾和談判ノ開ク(ル)事清廷ハ未ダ任者ハ媾和締
結ニ對シテ全權ヲ許セ(ル)可ラ(ル)也以テ豫メ

一ノ條件ヲ為(ル)而(テ)清廷ハ此條件ヲ恪遵
シ(ル)其全權者ヲ我國ニ派遣セ(ル)也又
此ヲ擔保ス(ル)認メ我大日本天皇陛下ハ本大臣共ニ

同僚ニ委メ(ル)清廷ノ全權者ト媾和ノ豫定ニ未
ダ締結シ(ル)之ヲ調印ス(ル)全權ヲ以テ(ル)給ヘ(ル)
清廷ハ既ニ此擔保ヲ為(ル)之ヲ拘ラ(ル)西國下ノ

委任權の甚シク不全ナルハ清廷の意未(ル)和ヲ求
ム(ル)事切ラ(ル)事(ル)確認ス(ル)事(ル)昨(ル)此

ハ其の之を奪せられし所以の目的ヲ討テ極テ妥當
を欠く事と爲さるを得ず何と云へハ該命令
於テハ普通ト全權委任状ト欠く可らざるもの
知られし事との要素を殆んど具備せしむる
而して大日本帝國政府の不見ハ今尚夫きト要米
利加合元國特命全權公使を經てト聲明せし不
と相異らざるあり因て大日本帝國皇帝陛下授け
らるる通牒且完全なる全權委任状を帶有
さる處の大日本帝國全權辦理大臣ハ單ト事件
ト會商シ總領衙門ト諮候ト旨を請ふて遂行せ
しハト命令状の之を帶有せらるる如の大日本帝國
欽差全權大臣トハ會議も多しと云く肯諾せし
能ハス
是を以て大日本帝國全權辦理大臣ハ今回の會
議ハ此ト止む事を得んと宣言せしもの外なき事
なり

明治二十六年二月二日廣嶋ヲ於て

海軍の攻撃

二月七日午後零時十分大船出陣

去る三十日。中三水雷艦隊攻撃を
試みしも後ハ天候悪交本日までに
艦隊の運動あり

本日午前九時三十分艦隊港外
より日嶋及刈込島東岸砲臺の
砲撃を為し鹿角嘴龍窟砲
砲臺之ヲ協力ししハ敵艦隊の
内定遠來遠及砲艦十二隻砲臺
を助けて頑固ト應戦し日没
及へり日嶋砲臺ハ前日ト比し
砲撃の数を減ししなり
本艦隊ハ遙ト港外ト在りて待

受け居りしより敵艦隊ハ更ニ港
の様様あり

捕虜の言ハ被取ルハ丁汝員ハ指令
海岸全砲臺ハ尽ク陥落スルモ
艦隊ハ一意劉公嶋を保チ港内
ヲ守リテ固守スル旨を訓令
スル云

二月三日午後六時

第二軍司令部
山縣海軍大尉

去ル三十日我兵進んで威海衛の敵艦ヲ捕
艦隊の一部ヲ沈没ス赤塔 摩耶 受岩
砲臺 葛城 大和の七艦ハ其東岸の砲
臺劉公島東側の砲臺ヲ占領ス

我艦隊ヲ向テ砲撃ス始メヨリ以テ我
ハ奴ガ之を沖合ニ誘ハスル如ク運動
以テ主戦艦隊(即チ合ハスル第一第二艦
隊)の交戦ヲ便利スルヲ以テ之も彼ハ
黄海の手並ニ惟ルテ湾内ヨリテ発砲
スルのみニ遂ニ出來ラズ

此日ハ午後ヨリ暴風雪となり艦隊の
運動意ヲ任セザルヲ以テ一旦引上ル
日嶋ハ攻撃後尙も不ク陥落スルモ劉公
島島の頑固ナル攻撃ヲハ我艦隊ハ不便ニ感
スルニシテ少クも

第一第二水雷艦隊ハ主戦艦隊ト其運動ヲ
共ニセリ第三艦隊ハ威海衛東岸砲臺附近
の海面ヲ占リ陸軍の東口砲臺ヲ占領セ
後ハ防戦の破壊ヲ從事スル
陸軍の東口砲臺ヲ占領セシ後我軍ハ直ニ
該砲臺の砲ヲ逆用シて敵艦隊劉公島ヲ砲
撃スルヲ以テ之ヲ為サシ劉公島砲臺ハ危殆ニ陥
ルニシテ我艦隊ハ天候險悪風浪激しく運動
自由ナラズ且寒氣激しく砲門凍リ詰ルヲ以
テ一旦引上ルヲ已ムルヲ以テ之ヲ為サシ
兵士互ニハ風雪頻リナリテ尺寸尙且明ヲ得ズ

を待て其砲撃を中止せしむる事あり
一々為り漸く其命脈を將て滅せんとする事
繁きなり

敵海傍東口砲臺に於て敵の艦隊及劉公島
を攻撃する事要せし人員八重山天龍海門
砲臺大島天龍の六艦より派遣せらるる事ありて
其進発の豫め偵議の上陸軍の上陸点を進
撃せしむる事ありしなり

敵艦喪失

二月八日
廿二日抄

昨日夜半に發して或方左の電報に
云ふ事あり云云云云云云

三日午前二時我水雷艇七隻敵海傍
灣に侵入し敵艦を激戦し定遠來遠
靖遠の三隻を撃沈しし

又

昨日午後三時十分定遠より左の電報に
云ふ事あり

定遠鎮遠を撃沈しし

二月九日毎日新聞

坪井旅順口鎮守司令官左の夜半に
八重山の砲臺より云ふ事あり

定遠の撃沈其他二三の敵艦破損せし
事ありしなり

二月八日午後十時金山発

海軍の諸砲臺は皆没しし事あり

日此の敵艦を撃つて云ふ事あり

三日午前二時敵艦隊同午後二時我艦隊

敵艦を撃つ事あり

敵艦を撃つて即ち三名を傷せし事あり

四日拂曉に二時三時水雷艇隊が十隻あり

敵艦を撃つ事あり九時敵の水雷艇

給れて敵艦定遠を近き水雷二艇を撃つ

て定遠を撃つ事あり而して九時敵艦も亦

沈めし事あり即ち四名を傷せし事あり

二十二日敵艦を撃つて云ふ事あり

五日の夜半に敵艦三隻あり又敵艦を撃つ

事あり 定遠 威遠 外一艦を撃つ

軍機松島に於て
特別員 宮本芳之助

坪井旅順口司令長官より本日午前發せし
大の電報あり

前日午前九時西京丸の商船が伊東
聯合艦隊司令長官の報告あり

昨日電報せし通り敵の砲艦砲撃

の際敵の水雷艇十餘隻出て来た因て

水一遊撃艦隊を以て之を追へし水

雷艇十二隻小蒸汽二隻を芝罘鄰

湾の龍門港迄追詰り陸岸に於て

破壊若くハ乗揚け用中へりしもの十五ら

しり

又較多の遊撃司令官より報告あり

依れハ芝罘沖合通りの際同港内十

七頻りに砲声あり陸上より港内より弾丸

飛散せりしもの(敗走の乱暴あり)港

内にも英獨米佛五國の軍艦ありしもの

より云因て実況より次第更に報告せしり

魚も如何にも不審な場ありしもの併せて至急

報告せし

二月七日午後九時

伊東聯合艦隊司令長官
より一報

五日拂曉水雷艇を以て攻撃せしもの

敵艦より非常の砲撃を受けしもの

定遠 鎮遠 小八 碓氷 命中

し之を沈没せしもの且未遠、靖遠も

又五日威海衛發別報云 擣入八倍兵八不立村落
を執暴一つ、退却我八其跡を辿る也
今我艦隊ハ湾外より劉公島を砲撃すつ、つらと
之

二月八日午前八時余 東本中佐の板子擣入

我海軍の威海衛清を攻撃せし

際西口を以て芝罘に迫れりハ水雷

艇十隻ありて、其途中我艦隊を攻撃

せりハ或ハ陸上榮揚け或ハ沈没せし

由るも其内二隻ハ才二師團の歩兵

一隻ハ工兵として捕獲せしと云

只今旅順口より達し、別報ハ有

七日午前七時半百尺崖下に我占領

砲臺より發し、砲丸才七弾日島砲

臺の火藥庫に命中し、爆轟之を破

裂せし、残る敵軍ハ劉公島に上り

ま、みこみり而して、我軍ハ現に同島

向て砲撃中し

威海衛占領詳報 廿五日夜

二月八日午前六時 旅順發

同 十日午後十時 釜山發

榮城より威海衛に上り、道三系あり一八八一
ハ南之而して水道ハ修庇隱慮あるハ兵數多きハ
二師團を南より才二師團をかり各三二六六ハ
榮城を發し、共百尺崖下に向て進軍し、

是より先軍司令、部ハ榮城清に到り、廿五日榮
城より行進命令を發せり、其大要ハ右ハ

上陸點及榮城附近にあり、敵ハ一十五百名ありて
西に退却せり

孤山後橋に集まり、高嶺余の敵兵あり

右後隊砲臺に達せし止まりて、前方を復奪し

且後隊之砲給をへし

左後隊ハ張家口に達せし前方の敵情を偵察

右後隊と事々聯絡せしむ
此命令に添へて行軍豫定表より総て行進し
中二師團の橋頭集しむる時此地ありし敵の文
字の方面に敗走ししなり

二十九日午後九時孟家庄にて軍司令より発し
しる翌日早雲の命令の大要は左
敵八百尺崖下より西南より直ぐの地を準備せし
軍八三十日を以て鳳林集の東部の地を占領
せしむる

我後隊八百尺崖下附近の砲臺を攻撃せしむる
左後隊(即ち二師團)は三十日未明より敵を攻撃
して鳳林集東部の地を占領せしむる

右後隊(即ち二師團)は三十日未明より左後隊
と聯絡して又攻撃せしむる(一)
此命令に接して二師團は全軍を左右翼及豫
備の三隊に分ち右翼隊は山口少将左翼隊は貞愛
親王隊備隊は久々向師長之を率ち右翼隊は午
前六時宿營を發して鳳林集に向ひ左翼隊は孤山に向
ふりて豫備隊は六時温泉湯とコウテイシサイの
間を占領せしむる

左翼隊は午前七時より砲臺を以て一隊を以て
七時五十分より敵の歩兵右翼隊の左の高地
に顯れしむるは激烈に抵抗せしむる退却せり
因て右翼隊は敗走ししむる退却せしむる同時
に敵の軍勢は激烈に射撃せしむる死傷多し
於て是鳳林集附近より退却せしむる時九時五十分
に右翼隊は他の諸隊は鳳林集と山の手間の山
集り其後引續他に進み麻天山嶺の高地より海岸
砲臺の砲臺を砲臺を占領し我死者二十八名内軍
医一名負傷五十四名を以て敵の死傷は二師團の向
ひの地を以て百五十名余し及ひしなり

次より二師團も亦左右翼隊及び豫備の三隊に分れ
皆午前三時敵家の西の高地に集り三時半より運動
を起し七時より攻撃を始む右翼隊は海岸に沿って前
進し左翼隊は孤山後を破り九コウソウの向ひ敵の右
翼隊の砲臺を直ぐ直ぐの地を占領せしむる麻天山嶺の
向て前進し麻天山嶺より百尺崖下の砲臺を以て左の
連系堡を築きしむる敵は激烈に抵抗せしむる依て左の
両隊を合して左翼隊は麻天山嶺砲臺の右側面に向ひ
戦闘最も激烈に十時より之を乘取りしむる
又我後隊は十時頃より百尺崖下の砲臺を攻撃
し師團は午後一時より陸地砲臺四海岸砲臺

三を占領し、此方面ハ皆我有ナリ
敵の大部分海岸ヲ浮込威儀指して遁走ス
歩兵一中隊ハ其遁路ヲ以て多くの敵ヲ斃セリ
此役守永中尉佐藤少尉戦死シ大寺少将も傷
を負ハ大城三上の二大尉中村佐藤の二中尉傷つク
死傷九十四 遠近又中々二六新獲の記者も敵
陣中ナリ死セリ
三十一日ハ威儀指攻戦の準備アリ
一日ハ二師團の一部隊ハ敵の砲兵ト衝突シ戦
兵三名死シ二十名全員傷ス
二日ハ二師團ハ偵察隊ヲ威儀指の町ナリトシテ
意ハ未ダ敵ヲ依テ漸次同地ナリ海岸諸砲臺
ヲ占領セリ
目下敵ハ鞏固カク有ス其ハ定遠鎮遠以下の軍
艦十餘艘ト劉公島及日島の砲臺のみ定遠ハ類
ナリ今於大砲ヲ發ス

二月五日 特公夏 堀井卯之助

二月十一日 佐世保 奏

我々中隊隊及戸一在撃艦隊ハ二月

七日午前七時オリ劉公島砲臺ヲ破撃

~~~~~

此日我艦の死傷松島小士官三名の  
負傷あり他の各艦も即死四名員  
傷十三名あり

此日ハ二才三才四の遊撃艦隊ハ日  
島の砲臺ヲ破撃し占領砲臺の我軍  
之ヲ應援して発砲セリ

敵の水雷艇十三隻ハ西口より逸出  
セリ我艦隊追撃して既ニ三隻  
ヲ捕獲し來ル其餘も捕獲中ニテ

五隻ハ直ちに我用ニ供スルニ足ル  
九日午前八時オリ才三在撃艦隊



劉公島の砲臺砲撃中 占領砲臺の我軍より敵艦靖遠を撃沈せしむ

十日(夜)我々の水雷艇が突入して東沈し敵艦へ

定遠 來遠 威遠の三艦と其  
他報知艦一隻を

来遠沈没の爲め溺死者三十余名  
威遠 四十六名を捕虜の白状に

二十 軍機松島より  
宮中参事之助

昨土の午後佐世保より到るに西京丸の商船  
救助道に於て又島へ達し、電報の反り

九日迄ハ劉公島陥落せし同島十八  
丁汝昌以下敵兵四千人ありと

我軍艦吉野ハ敵艦を追つて芝罘  
を行く道に清艦ハ破壊若くハ捕獲  
一も漏らさずあり

二月十一日午後九時大布呂奈  
本日午前八時より砲臺ハ敵艦隊に向て砲撃  
三連撃隊ハ劉公島東口砲臺に向て幸

制砲撃隊ハ二連撃隊應援敵艦隊ハ威海  
衛方面に退却し再び砲臺に向て  
砲撃せし

鹿角嘴砲臺即ち威海軍大尉受持の砲  
丸靖遠に二發命中直ちに沈没を始め前部  
水中に沈み後部揚りてスクリューを露出

し、是刻威海大尉より報告あり、  
又西砲臺より陸軍より白砲を擡、類し  
黃島に向て砲撃中、  
昨夜ハ防材東岸より四百メートル許り抵抗



よく破壊し本夜も破壊通路を開くが吉之  
日島砲臺の日本砲隊中一発も発砲せず  
人員総て逃亡せしむらん  
昨夜も捕獲水雷艇十餘艘中福龍丸  
外二隻曳き、舟の目下其他八舟は追撃隊  
より引却り中なり

敵艦隊の水雷艇逃亡以来毎夜自落ち  
し後、我水雷艇の攻撃も亦同様な砲撃  
も頻りに発砲し居るなり

二月九日午後三時  
出羽聯合艦隊参謀長

今朝入港の金沢丸が持来りし電報植村  
参謀長發電也

二月十日午後五時七分大布呂発  
艾き十電報中沈没艦艇中破艦と云ふハ  
小形運送艦ありし

又請速に疑わし様發せし昨日捕獲  
せし捕虜の言ふ如く海軍陸軍徴集士該艇ハ  
損害なきものなり

日島砲臺ハ昨日の砲撃を受けて砲臺七餘程  
破壊せられ又(其間不明)の火薬庫  
破壊但二十四母一門を使用し得るあり

昨夜ハ人員皆逃亡ししものありしと云  
鎮遠ハ假令傳信を救へ昨日ハ港口に  
子運物一二発の大砲を發せり水雷艇も  
未だ二三艘ハ居るなり此日出て来りし  
水雷艇ハ皆各自逃亡を企て期せしむ  
同時に逃亡しし者捕虜ハ云へり  
二月八日午後四時

威海衛沖  
出羽聯合艦隊参謀長

二月十日午後三時五十分大布呂発

昨日電報せし芝罘砲臺の件ハ本日の  
報知に依り同港砲臺の軍艦港内に  
於て射的演習を施行せしと云ふ  
報告也

二月八日午後七時  
伊東聯合艦隊司令長官



威海清防材の侵入 水雷艇隊の奏功

二月十一日午後旅順砲台同日十二日釜山砲台  
時事新報特派員余電

防材の構造ハ三センチ乃至四センチの針金を捲り  
大徑三センチあり地上三センチ乃至四センチの口徑あり  
材木を五面を隔て乗せ之を針金にて細工法  
い付け日出鳥が岸の陸地を走る約四センチ  
上の海面に浮設せり其一端は陸地より筒を三  
センチの間隙あり其四の岩石を多く突出散ちて  
入るを得ず又此防材ハ中央より二個に分れ其間  
約百メートルの距離あり敵船ハ岸に於て出入  
を回て此距離を度くせんしこれ成らざる又  
爆発薬を引いて破壊せんしこれと能く止む  
を得ず網の一端を五センチの間隙を度くして三センチ  
侵入する事あり四日の夜始つて二十二三の二艇隊  
より都合九隻の水雷艇孰れも敵艦定遠を目撃し  
て進入せり十九日艇二十号艇ハ氷力水雷  
砲台を回れ余村を結ぶ  
十九日艇ハ其事定遠に接近して九代圍つ  
敵艦に其汽鐘を撃ち九名あり十九日  
艇に即けられて帰航し  
二十日艇も定遠を撃ち北帰る余艦定遠  
の弾丸に撃ちられ即ち三名あり冷太少尉ハ此際  
海中に墮し凍死し他の八名は終戦内へ潜り  
五日十三日一同上陸せり手足皆凍傷せり  
二十日艇も亦定遠に水雷を余村より射す水  
雷の余村に達し定遠ハ五日の正午を漸次  
沈没し午後三時頃を以てハ其機部一メートルを海  
面に現すのみ  
五日の夜も亦引續水雷艇の攻撃を試み一艇隊  
其位に近づき未だ定遠に近づく能はず其位  
に近づく能はず  
敵艦隊も亦五隻以上大に狼狽の色を現し  
七日を往て之を攻撃す此日二十師より歩兵八隊  
海浜附近に於て敵の水雷艇二隻を奪つ此時  
敵の死者十二名あり  
時事新報特派員 堀井卯之助

我艦の損傷及死傷

我艦に於て敵艦の爲め損傷を受けしハ  
浪速(石炭庫) 枚栗(煙突の下)ありて  
二艦共死傷あり  
吉野 筑紫 秋津洲の三艦少く  
死傷ありし



西京丸の報告 十二日午後六時  
長崎長

一月三十一日  
水雷艇一隻

二月七日  
水雷艇 八隻

小魚流 一隻 捕獲す

二月五日午前二時

定遠 未遠

同六日  
威遠 砲艇一隻

同八日  
靖遠 沈没す

九日迄現存せるもの  
鎮遠 平遠 濟遠

庚丙 外砲艇小魚流数艘  
あり

未遠 沈没後八枚突八濟遠  
より代理す (艦艇の退去)

威海衛死傷

去る二十九日二月一日の上陸戦の死傷左の如し  
第三軍参謀長より報告

第一師團戦死 四十七

内 三等軍医 高木玄了

負傷者 百二十名

第六師團戦死 三十六

内

歩兵中尉守永直一 砲兵少尉佐藤毅一

負傷者 九十九

内

大寺少将安次 歩兵大尉三上徳治

歩兵中尉中村駿 青島富熊

敵の死者八万七百名

丁提督納降



二月十三日午後五時二十分大津港発  
十二日午後六時龍崎湾原田大佐乗  
只今蘆山港より左の事を報へるなり

本日敵の砲艦一艘白旗を掲げ  
來りて丁提督より軍艦兵器  
砲臺等へ總て差出さし依り陸  
海軍人及西洋人、民の生命を  
助けらるゝを願ふ旨申來り

十二日午後五時

龍崎湾黒川海軍大尉  
唯今敵の砲艦一艘白旗を掲げ  
來りて丁提督より軍艦兵器砲  
臺等へ總て差出さし依り陸海軍

人及西洋人平民の生命を助け  
らるゝを願ふ旨申來り

十二日午後二時

(前各降参存清洲の砲臺入り(きまのハ  
類遠 平遠 濟遠 廣丙を始と  
)て北洋艦隊の砲艦十餘隻ハあり(丁と  
云)

二月高の午高六時十分柳橋砲臺  
四十七の千石砲臺五十分大津港  
新泊海軍少佐より左の事を報へるなり(キ、古  
申來り

昨日司令長官八敵の軍使小向清  
來の由を許可せし事因り軍港を閉  
放せし而して本日午前十時迄は  
來り復せし事今今朝其時刻



前來り及びて曰く丁提督及び劉步

蟾(定遠艦長)張文宣(劉公崑守備ハ統領)

自殺し其後の事人總て英人マツク

リウア子委任し之を以て因て司令

長官ハ右のマツクリウア子今一の將官

を以て遣り談判中(將官一十書物を作し一孤軍一十送す)

二月十三日午後一時龍駐清子

黒才大尉發

佐世保二月十七日零時四十二分發

昨十三日敵の海陸軍を代表して来る

牛氏と降伏の談判整ひ十六日を期し

軍機兵墨砲甚苦一切を受取らざる

敵の兵隊ハ皆許して帰國せしむ

二月十四日

軍機松鶴子て  
宮本セウ之助

### 我軍寧海州を占領

二月十三日午後六時十分旅順口發

第二師團が独立騎兵ハ昨十日午前

九時敵の抵抗なく寧海州を占領せり

其夜告げ松村ハ民家也より二部に分れ

大分部ハ福山知十小分部ハ相臺の

方向に北北去りりと又寧海州人民ハ

我に對し不穩の物あり却て我軍を

喜ぶ迎ゆるものあり

二月十六日威海衛東條中佐發



降兵の始末

二月十七日午後三時十五分 大森宮参  
龍駐津島田大佐より左の様あり

十二日午前八時三十分 敵の軍使我旗將  
松鶴より来り彼の戦艦砲臺及軍用品  
を我に渡さし自軍人及外國人を放免し  
且之を保證し英國水師提督より為す  
人として申込む

十三日午後五時三十分 英國水師提  
督の保證の件を除く外の條件を美  
諾して談判を決す

昨夜丁汝昌 刘步蟾 張文宣ハ  
自殺して依頼書を我旗將に送り

本日(十四日)より刘公島守備兵を軍  
士受取り明日之を我歩哨外に護送  
解放するの旨又之を列續き、水兵も  
同様に取り扱ふ但し將校及外國人の  
未決なれども船舶等之を某地に護  
送し解放の公告

十四日午後(午前)大山戸二軍司會官

降参圍索の照会

二月十四日正午十二時 柳樹此祭

同十七日午後二時四十分 釜山参

同 午後四時二十五分 慶山参

昨夜十一時陰山口を参し捕水雷艇を引きて



昨今思ふに八重山艦の艦長ハ夫の電報を持来  
坪井旅順鎮守府司令長官之に矣電云

昨十二日午六時清國砲艦鎮北ハ白旗を掲げ  
艦長(ふらん)テイ軍使となり水師提督  
丁汝昌の書面を持来り其要十曰く

彼初十方子戦ひ艦亡人尽きて  
後止むの精神ありも今や生靈を保  
全せんことを希望する為め悉旨の軍  
艦砲臺兵器を執ち(き)付士官  
兵員其他の人民ハ清國人外國人共々  
其生命を助け各々故郷に歸ることを  
許されし若し之を許さざらば英國  
艦隊司令長官を以て證人と為しこれ  
由て本官ハ之に答ふべし

請來の趣ハ承諾せし既に明日即ち十三日  
軍艦其他を受取り(一)其時刻方法の  
如きハ更に根議を(一)人の我國ハ艦長に  
便置の地を送り(一)英國艦隊司令  
長官を証人と為し(一)如きハ吾用を以て  
高城書面(一)對し明朝十時迄きて確  
答を(一)きを以て(一)尚書面中ハ水師提督  
丁汝昌の書面(一)止むの趣ハ我邦に在るの得  
策あるなきを勸告し(一)是より(一)本日午前  
八時三十分ハ昨日軍使再ハ水師  
提督丁汝昌の書面を持来り其要十  
曰く



願之趣美諾を得生還の爲々感激堪  
へし唯兵員の軍装を解き行李を整へ  
寺の爲々總ての引渡を爲すハ来り十六  
日後に致されし

又軍使の言ハ依ハ右書面を認め終り  
ヤ水師提督下は我事終りて爲りて  
自殺を遂げ定遠艦長劉も之ヲ殉  
在刘公嶋の陸軍統領張も亦自殺せり  
本官ハ彼此の處置を察すハ彼々十六  
日に引渡の延期を請ふ無却るる  
を認め之を美諾し之ヲ関する諸事  
續を定むる爲々外國人ヲ報して責任

あり支那將校々本日午後六時より本  
艦に來りしき事を余一軍使を歸らしめ

二月十三日 陰山口にて  
伊東艦隊司令長官

敵兵海城詭計殺手

二月十七日午後一時廣島

本日敵兵遼陽牛莊管口の三方面  
海城に向ひ進み來り

正午頃三センチハ唐五山に向ひ攻撃  
し我兵撃退し之を却く此方面の敵  
死傷ハ夥多あり取調中



又双龍山(海城の北約三千里)に向ふに敵を

午後一時之を撃退す北敵は死骸約

百餘を擲り北方に敗退せり

その外は皆く交戦闘ふも牛莊

街道より来り敵は大費屯(海城の西北約三千里)

附近に停止し居りや

我兵即ち三名負傷將校一名下士以下

八名

本日敵は徐邦道及び趙倣而將軍

の兵にて約一萬五千砲十二門あり

十六日午後四時 野津中将

上海電報 二月十九日上海發

丁都督及他の支那將官の屍体ハカシテ号して芝罘に到着し該汽船の戦海傍を出發せし際日本人ハ弔禮を施しし

日本の士官ハ丁都督の紀念の爲めいつと町亭に弔禮を行ひしを以て外國人及支那人ハ共々深く感激せり

日本軍は降りて威海衛の清國人兵と外國人の既ち釈放せし

鎮遠濟遠兵と砲艦六隻八日か海軍の手で引渡されし

二月十九日廣島發

威海衛の我海軍は八日降後軍艦其他の艦船も悉く其處を去る外國人中日表と神戸の西にも加り居り此兩名ハ誓約のやむまの由を以て解放せられ其後拘留ありし由敵の水雷艦八艘と被擄獲し其内二艘ハ乗組員を設けて我使用に供し居る旨公報あり

第二軍に賜い 勅語 二月十八日



威海衛ハ旅順と相俟ちて清國の  
関門より汝等御向きニ旅順を抜きて  
其半扉を撃ち今又威海衛を陥れ  
全く敵関を破壊し了る候深く之を  
嘉賞す

聯合艦隊ニ賜ひし勅語

威海衛ハ黃海西海を扼するの要衝  
なり敵國艦隊の根拠地より汝等能く  
陸軍の上陸を掩護して其背後の占  
領を全くせしめ又其鞏固なる防備を  
破壊し堅牢なる艦船を喪失し遂に其  
北洋艦隊を殄滅し候深く之を嘉賞す

白皇后陛下

二月十九日

我軍二軍威海衛を攻陥し全く敵國の  
関門を破壊しし趣 皇后陛下御氣  
頗る御満悦將校下士卒の忠勇を  
深く御感賞し旨御沙汰あらせしむ

香川皇后宮大史

白皇后陛下

二月十九日

我軍二軍威海衛を占領し北洋艦隊を  
殄滅しし趣 皇后陛下御氣頗る  
御満悦將校下士卒の忠勇を深く  
御感賞の旨御沙汰あらせしむ



香川皇座宮大吏

軍艦砲臺の受取

二月二十日午後三時度々

二月二十日中村常備艦隊参謀長参電  
本日午前我全艦隊威海清湾内  
入航せり

刘公島砲臺 水雷隊營

鎮遠 清遠 平遠

廣丙 鎮邊 鎮中

鎮北 鎮南 鎮西

鎮東

其他官衙も受取済とあり直ちに

鎮遠 清遠 廣丙も廻航し來

艦せり準備整次中鎮遠へ一先旅

順口其他八本邦も廻航せしむる若

各所の砲臺及公水雷營所ハ旅順

海兵團の兵員を以て守備し居り

軍艦康濟ハ衣装を解き丁汝昌

の柩を廻送せしむる為め彼れと

り

二月十七日 威海衛港 伊東聯合艦隊司令長官

二月二十日午後三時度々

二月十六日赤城筑紫支隊を以て威海衛

港内に入り敵艦内を取調り

十七日我艦隊八港内に入り敵艦を悉皆  
更取りし獨り康濟の一隻ハ丁汝昌を乗  
りて敵兵を乗せしむる終歸らむ  
兵器或は其後引継ぐ



劉公考破高八破壞せし  
 嵩港十八石炭山の如く堆積しあり  
 当地の市街ハ旅順全州より北流津より支け  
 たり

丁提督の邸宅ハ中ノ宏大ニ  
 沈没軍艦ハ見事ナリ

松島艦ヲ於テ  
 呂本其力之助

| 備考  | 艦種    | 噸數    | 速力  |
|-----|-------|-------|-----|
| 鎮遠  | 甲鉄砲塔艦 | 七三三五噸 | 一四五 |
| 濟遠  | 巡航艦   | 二三〇〇  | 一五〇 |
| 平遠  | 甲鉄砲艦  | 二〇〇〇  | 一四〇 |
| 廣丙  | 巡航艦   | 一〇〇〇  | 一六〇 |
| 鎮北  | 砲艦    | 四四〇   | 八〇  |
| 鎮中  | 砲艦    | 四〇〇   | 八〇  |
| 鎮南  | 砲艦    | 四〇〇   | 八〇  |
| 鎮西  | 砲艦    | 四〇〇   | 八〇  |
| 鎮東  | 砲艦    | 四〇〇   | 八〇  |
| 康濟  | 練習艦   | 三〇〇   | 九五  |
| 上海丸 |       |       |     |

丁提督以下は清國將官の遺骸ハ旅順康濟

号ヲ搭載せしは芝罘ニ到是リ  
 該艦砲臺を占奪せし除日本軍艦ハ早破ヲ放チ  
 又日本の諸將校ハ丁提督の為ニ大ニ哀悼の情ヲ  
 表シしを以テ外國人并ニ清國人ハ之を以テ優ニ  
 深ク日本人の高義ニ感スリ

敵兵柞木城を占領す

二月二十日午後三時十分大布宮祭  
 十七日午後十一時癸卯川奉謀長より九の夜あり  
 今我敵兵約一千柞木城ヲ占領す該地  
 方守備隊林大隊ハ之を撃退せし我兵六  
 死傷あり敵の死者三十傷者不明

昨上つる本海軍上級來せし敵兵ハ牛莊街之  
 の安村堡子ニ化集せし其の様子あり  
 京の二部隊ハ此地を奪取せしを前進し又同  
 敵兵を以テ之を破取せし我兵ハ之  
 多ク我兵ハ牛莊街方面ニ向テ敗走し二午時迄  
 至り我兵全ク安堡子を占領し

我兵利兵ハ拍鎗銃三十挺七挺其他旗  
 又今柞木城ヲ占領し敵兵ハ遼陽ニ至り  
 軍の一部隊之



二月十七日(丁未) 簡利人土中

丁提督往復書類

清國艦隊降軍の件存本官より決答し候ハ  
既上電報を以て其大要八章取極得て別紙  
本件往復書類更上進達候也  
明治二十八年二月十四日 陽山口より

聯合艦隊司令長官官伊東祐亨  
大本営御中

以下別紙  
第一号(丁提督の降書)

照會の事々為す本提督是表に依り保司令  
長官(聯合艦隊司令長官の誤り也)の來向小  
接し候も兩國交戦中なるを以て回答せしめて  
今日より承り

本提督の同意ハ決然して艦隊及本軍は  
後止むとすも今や生運を保全せしめ  
しめ休戦を欲せんとも  
威海衛に現在の艦隊及劉公島等并  
兵器を貴國に献せしむを以て海陸軍内外  
國の官員兵勇人民等其生命を傷害せしむ

ある其帰郷を允さるんことを切望す候也  
若し此事項より久許せしめられハ英國艦隊司  
令長官を證人と為す

此水々為す貴司令長官に照會も査照して  
即日回答あらむことを乞ふ此旨照會も  
光緒二十五年正月十八日(明治二十八年二月十日)

革職留任北洋海軍提督丁汝昌  
伊東艦隊司令長官閣下

第二号(丁提督の第二書)

謹啓人愚内安静奉加賀候此頃御回答に接し  
生運の爲感激候所も所産候又物品の寄贈  
を奉り候も此兩國有事に際し并受仕弟候  
間謹て奉還且奉感謝候事回答に依り八日  
期に兵器及び艦船を交付せしめし候も時  
甚短少して兵勇の武裝を解き旅裝を纏  
させ候も稍に時を要するを以て其期に  
合せ兼候故閣下右の期限を延へ清曆正月  
廿二日(二月十六日)より港内に進み日を分ち  
嶋破基兵器並に現下餘り所の兵器を領收せ  
られ度候所も有之決して言を食ふ不申候  
草々敬具

正月十八日 丁汝昌頓首  
伊東司令長官閣下



追て寄贈せられたる物品三種申渡す候

十三号一伊東司令長官の返書

市書面接兵御申越の趣義諾致候就而ハ  
小官ハ明日亦不自の軍機破甚其他一切の軍器  
受取可申候時刻及ハ其他の細件ニ就テハ明日小官  
此書面の申確答あり時於テ貴官ト市協議致候  
度候

前頭軍器一切申引渡清の上ハ小官ハ秋軍機  
一被を以テ貴官以下市書面ニ記載あり諸人を  
致書傷ハ双方子便宜あり場不きて送届可申渡  
す有之候

併不ろハ小官ハ一己の存を申述べられハ此中既ニ  
申進候通り貴官ハ一身上の安全及ハ貴國將  
来の利益の為ニハ我國ニ来リ此戦争の終局ニ即  
待被成候方宜ハ加ヘキ哉ニ存せられ候貴官  
我國ニ市越相成候ハハ飽迄禮待保護致すヘ  
ク候

然ハ共貴國ニ市帰被成ニキ思召有之候ハ貴  
意を枉ケられハ不及ハ

英國機隊司令長官を以テ貴方の証人ヲ致サ  
ル度美子付ハ小官ハ全く之を不必要ニ存  
ハ官信を措ク外ハ貴下の武職ニハ一事ナク之  
候

此書面ニ對シテ明報ナリ此ニ貴答あり候  
待申候此段申添候也

明治二十八年二月十二日

日本帝國軍機松嶋ニ於テ

日本機隊司令長官伊東祐亨

北洋機隊司令長官丁汝昌貴下

才四号一伊東中將の才二書

以書面申入候陳者ハ清曆八月十八日(我二  
月十二日)附水師提督丁汝昌の書面受領致候處  
此書面持参の使者の口上ハ依ハ水師提督丁  
汝昌ハ自殺被致ニ趣義知致シ哀悼の至不  
堪候

軍機破甚其他軍器引渡方清曆一月二十二日  
(我二月十六日)迄猶豫の儀申越相成ハ付テ  
ハ友の条件を以テ義諾可致候此条件ハ或ハ貴  
任の清國士官本日(日本曆二月十三日)午後六時  
を期テ我々此旗機ニ来リ右軍機破甚其他  
軍器引渡方共ハ清國人及ハ外國人ニ咸海防  
ナリ放還スル事ハ付テ數項の条約を確定ス  
取結ハキ候有之候

故水師提督丁汝昌ニ就テ奈ニハ小官ハ最終  
の書面中ニ引渡時刻其他細件ナ付テハ明日貴  
提督ハ協議取極め度旨申送買候外ハ官



既ニ逝去被致スル今日ト於テハ此等ノ細件ハ一掃  
督ト依リテ小官ト相談スルモ、任務ある官吏ト  
相談致度候

此相談ノ為メ我々此後此ノ事トスルハ清國  
人トシテハ外國人トシテハ、其ノ明言致シテハ  
清國人トシテハ小官ハ歡迎致スル候

明治二十八年二月十三日  
日本帝國軍艦松嶋ヲ於テ

日本艦隊司令長官伊東祐亨  
威海衛ヲ於テ清國艦隊代表士官責下

### 大山司令官の報告

二月廿一日午後一時十分 大坂營舎

二月十七日午後六時十分 大山司令官より左の報告あり

敵ハ刘公嶋の兵備及ハ艦船を以テ  
我々降服シ其將校及ハ兵員ハ既ニ  
之ヲ解放セリ又兵力詳々不詳ニ  
一部隊ハ芝罘附近ニ在リ文登方面

子ハ敵あり

### 才一軍の報告

二月廿一日午後五時五十分 大坂營舎

二月十七日午後一時十分 小川兼謀長より左の報告あり

あり才一軍ハ海城奈桂中物の報告ニ依ル  
ハ牛莊街之上の敵ハ依然昨夜の位置ニ在リ  
奈陽街その敵ハ再ハ前進スル始メテ依テ  
決隊ハ今朝以來陣地ニ就キ居ル

二月廿一日午後五時三十分 大坂營舎

二月十七日午前五時四十分 小川才一軍兼謀

長より左の報告あり  
今朝柞木峠まで得ル捕虜の言ニ依ル  
ハ敵の兵力ハ歩兵三千騎兵百挺八門子  
常の部下ニ

柞木峠攻撃の爲メ今回奈陽より来た

中して今朝の敵ハ預かりハ其前進部隊  
の歩兵千騎兵三十挺

二月廿一日午後一時十分 大坂營舎

二月十八日午前十一時十分 左の報告あり

桂中將の報告ニ依ルハ奈陽街の上の敵ハ  
西畑屋ニ退却シ牛莊街道上四三屋子附  
近の敵ハ蓋家北方向ニ進出スル高麗子



又十六日の戦闘唐王山方面に打ち合ひ敵の大  
作約八十ありし

十八日午後十四 野津元一軍司令官

二月廿四日午前八時 大布呂呂奈

劉公嶋に上り外國人の都合十一名之悉皆西向  
を為し其中海中爆発薬一件を付本邦に於て  
宣誓しし者と思ふに、其他の皆宣誓を  
為さし放免せり

亦九号水雷艇の戦死者四名ハ水師提督  
丁汝昌辱く之を埋葬せしめり

二月十八日 山羽聯合艦隊指揮長

亦二軍の奉答

二月廿二日午後四時 威海衛

二月廿五日午後三時五十分 大布呂呂奈

清國暴き旅順港を失ふも威海衛を揚  
り持み以て鎖鑰なるを臣等勅命を奉り  
て之を攻む 陛下御威徳の致すに我軍全  
く敵陣を破り 陛下則ち特許優詔を賜ひ  
之を嘉賞し賜ふ軍中感激銘行益々報國  
を思はさるるに 臣等謹て奉答す

二月廿二日威海衛に於て

亦二軍司令官 大山大將

参謀総長 袁

亦二軍 皇太后陛下に奉答

今回我亦二軍威海衛を攻隔り全く敵國の  
関門を破壊す 陛下之を賞し特許優詔  
を賜ひ我將校下士卒の忠勇を  
嘉賞し賜ふ軍中感激銘行せざる  
臣等謹て奉答す

二月廿二日威海衛に於て

亦二軍司令官 大山大將

艦隊司令官 長官の奉答

二月廿三日午前十時四十分 旅順

同 廿五日午後四時五十分 慶嶋

陸軍の上陸を撿獲し敵國の北洋艦隊を殲  
滅ししものは是れ一也 大元帥陛下の御威  
將校下士卒の忠烈を以て依らざるを若  
夫威海衛の占領を全くししは亦一也 亦  
亦二軍の畫策を以て亦一也 去歲宣戰の本詔を  
煥發せらるる以來辱し優渥なる一語を



垂水給之臣等益々感激之堪(も)謹(こ)々奉答也  
二月廿二日 成海佐十郎

聯合艦隊司令長官  
海軍中將 伊東祐亨

皇太后陛下へ奉答

友の電報を、皇太后陛下へ仰進奏  
あらんことを情に

敵軍の北洋艦隊を、於威(い)得(と)るまは、  
大天帥陛下の御聖徳(と)將校下士卒の勇奮  
ありとよ由(よ)今(いま)又(また)御令旨(ごめいし)を賜(たま)り、將校下士卒  
感荷(かんが)之(こ)堪(こ)す

二月廿二日 成海佐  
聯合艦隊司令長官

海軍中將 伊東祐亨  
香川皇后宮太夫、死

### 三家子敵兵駆逐

二月廿八日午後十四時五分 大坂營祭

二月廿六日午後九時、第一軍参謀(さ)大(お)の被  
あつた  
去(い)り廿四日某(た)の前(まへ)を以(も)つて三家子(さんかす)一(いち)折(せ)り

の東北約七里(り)附近(きん)の敵(てき)を駆逐(く)す、本隊(ほんたい)ハ  
二十四日(にじゅうよっぴ)内地(うち)に達(たつ)せり、敵(てき)の兵力(へいりき)ハ約(やく)三(さん)營(えい)中(ちゆう)  
て辰(た)仲(な)十三(じゅうさん)を戦場(せんじやう)とす、三(さん)カハ北方(ほくぱう)に退却(たいせつ)  
せり

海城(かいじやう)附近(きん)の敵(てき)情(じやう)ハ前(まへ)日(にち)異(い)ふとあし

才上中將(さいじやう)公(こう)征(てい) 三月一(いち)日(にち)  
時(とき)新(しん)獲(かく)

今度(こんど)新(しん)十(じゅう)西(せい)海(かい)艦(艦)隊(隊)司令(しやうめい)長(ちやう)官(くわん)ニ補(お)せられ  
し、海軍(かいぐん)中(ちゆう)將(じやう)井(い)上(じやう)良(ら)馨(しん)氏(し)ハ二月(にがつ)廿(にじゅう)四(よっ)日(にち)午(ご)時(じ)  
を以(も)つて、渡清(わしやう)の途(と)に就(つ)きとす

### 第一師團の戦闘

三月一日(いち)午後(ご)十(じゅう)時(じ) 大(お)坂(さか)營(えい)祭(まつり)

二月(にがつ)廿(にじゅう)七(しち)日(にち)午後(ご)五(ご)時(じ)を以(も)つて、大(お)山(やま)第一(だいいち)軍(ぐん)司令(しやうめい)官(くわん)大(お)の被(あ)つた

第一(だいいち)師(し)團(だん)ハ西(せい)四(し)日(にち)未(み)明(めい)まで、太平山(たいへいさん)附近(きん)の敵(てき)を攻(こう)撃(げき)  
之(これ)を占(せん)領(りやう)せり、午後(ご)五(ご)時(じ)より、白(しろ)旗(はた)子(こ)唐(たう)家(け)堡(ぼ)を以(も)つて、先  
鋒(せんぽう)隊(たい)の諸(しよ)方(かた)面(めん)より、少(せう)くも兵(へい)數(すう)一(いち)万(まん)二(に)千(せん)三(さん)百(ひゃく)  
を有(あ)り、敵(てき)兵(へい)の攻(こう)撃(げき)を以(も)つて、師(し)團(だん)ハ支(し)分(ぶん)隊(たい)の  
後(ご)午後(ご)三(さん)時(じ)中(ちゆう)央(やう)を以(も)つて、突(とつ)撃(げき)せり、敵(てき)ハ支(し)分(ぶん)隊(たい)の  
方(かた)面(めん)より、退(たい)却(せつ)せり、我(われ)戦(せん)死(し)者(しや)ハ二十(にじゅう)名(な)内(うち)將(じやう)校(がう)二(に)名(な)、負(ま)負(ま)  
傷(やう)者(しや)ハ二百(にひゃく)五十(ご)名(な)餘(あま)り、將(じやう)校(がう)五(ご)名(な)敵(てき)の死(し)者(しや)約(やく)



二百名傷者詳ありき  
外人の言ハ批於敵ハ全力を挙て来リしものりて  
其兵數ハ約二萬宋軍馬三元善張孫諸將の  
卒中しものりし

第一師團の戦死者

三月一日午後三時十分 大和島を  
二十七日午後十時癸井上戸二軍冬謀長より左の  
戦死者  
北四リ十於けり戦死者將校以下二十九名負傷  
者將校以下二百四十五名  
戦死者將校

歩兵戸十五聯隊大尉 岩根常重  
砲兵戸一大隊中尉 西山忠吉

負傷將校  
歩兵戸十五聯隊少尉 嶋田 左武  
三等軍医(敷医兵) 庄司 寧  
歩兵中尉 町野 惟

歩兵戸聯隊中尉 岡 漢慶三郎  
中尉 板橋 直虎  
砲兵戸一聯隊中尉 赤林 本藏一

北洋艦隊降復規約  
十一箇條

第一條 今條の規約に依り安全送還せしむ  
清國及外國士官及相違官の官職階級姓名  
簿を美公使に提出す

但外國人ハ其國籍を草一書記兵勇等ハ  
其數を草せしむ

第二條 海陸軍の士官より支那人及外國人  
を以て日本ハ清國の間の現在の戦争に再び自ら  
預らざることを書面を以て宣誓せしむる事

第三條 在刘公島の陸兵の武器彈藥ハ一  
定の場所に貯せしむ其場所を日本軍に通知し其  
兵員を二月十四日午後五時より起り同十五日正午  
迄に竹島に上陸せしむ十五日正午より日本の獲傷  
兵を以て之を現に威海衛附近に占領する日本  
軍の戦線外に送付する事

第四條 責任を以て威海衛に於ける清國艦  
隊を代表する士官を以て各軍艦及砲臺引渡  
の爲に數組の委員を指揮せしむ(一)是等の委  
員ハ二月十五日正午以前に於て其擔任の戦艦砲  
臺及其中に現在する大砲小銃等の兵器の目錄  
を提出す(二)是等の事

第五條 清國の海陸軍より支那人及外人ハ戸十  
條の規定に依り港外に航行する康濟号に投り威海  
衛以外に退去するを許さず(三)是等の事  
第六條 退去する清國海陸軍の士官及外



人上持り帯を許す物品ハ私有動産(或差を除く)ニ限リ且必要ノ認り時ハ点検を行ふ)

ル七条 劉公嶋土着ノ人民ハ可成引續在任セリ  
ル八条 二月十六日午前九時より劉公嶋ニ上陸

ル九条 走却婦女及其他非敵國者より退去  
ル十条 伊東司令官ハ邦家ノ為ニ義務を尽

ル十一條 今以後於て威海衛ニ在リテ清國海  
陸兵ハ日本ノ海陸軍ニ向テ敵抗を為さざる

ル十二條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル十三條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル十四條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル十五條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル十六條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル十七條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル十八條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル十九條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十一條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十二條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十三條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十四條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十五條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十六條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十七條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十八條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル二十九條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル三十條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル三十一條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル三十二條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

ル三十三條 伊和地幸介 有賀長雄  
清國陸海軍代表者 牛昶 炳

海軍

將校 六十七

文案(書記) 四十九名

學生 三十五名

教習 二十九名

火夫役夫取工 二十九名

下士以下 二十九百二十八名

降伏清兵放棄

(右ハ二月十四日午後五時より於旂艦松島  
列席者ハ丸)

聯合艦隊司令長官 伊東祐亨

聯合艦隊參謀長 出羽重遠

第二軍參謀副長 伊和地幸介

顧問官 有賀長雄

清國陸海軍代表者 牛昶 炳

同軍使 程璧光



合計 三千百三十七人

陸軍 將校 四十名  
下士以下 二千餘名

合計 二十四十人  
海陸總計 五千百七十餘人

### 伊東司令長官の帰朝

伊東聯合艦隊司令長官八本日午前十時(三時)宇品に帰着して上陸し大時廣嶋より直子大本營まで参内せし拜謁を仰付られ優渥を御辞を賜ふ

### 第三師團の戦況

三月二日午前十一時三十分大布營發  
二月廿八日午後七時小川第一軍を謀長發

三月一日午前四時十五分發左の旗あり  
第三師團八本日午前四時運動を起し森中大隊八穴大要を以て先んずセキトウ山の敵を撃攘し守りて六旅軍ハ沙河沿の敵を攻撃す  
此時森中大隊ハ敵の左側背に迫り八時全く沙河沿を占領せり  
又一部隊ハ大費屯の敵を攻撃して十時半田地を占領す

午後一時十五分旅團ハ西煙を起り大費屯より直子一帯の地域を占め今夜此線に前哨を配布せり  
我々傷ハ將校以下九十八敵の屍佈ハ六旅軍の方面に五了一条の道路にのこりて五十五あり  
敵の兵數ハ約一萬五千依之を指揮し砲八九門を有し大部ハ北方に退却せり  
又午後九時頃東部柳に化り海塔に向て攻撃し其の我守備兵之を殺害退せり  
其兵數約三千あり

### 第三師團再度の集隊

三月二日午後一時十七分 大本營發  
三月一日午後七時半第一軍を謀長發



三月三日 師軍六本日(三月一日)午前八時を發乾線  
堡より向ふ前進せし約二千の敵兵田地附近にて  
抵抗せしむ前隊ハ和尙(僧)ありし林大隊と  
共之を攻撃す一十時を以て今該地附近  
を占領せり

其後前隊ハ徒て龍巻子の敵を駆逐し  
師軍ハ前哨を以て巻子より官粉寺を經て  
りウシヨウコウトン十豆線に配布し本隊ハ  
乾線堡より宿營す

敵の兵力ハ少くとも五千ありて、北方より退却し  
其大部ハ前面敷所あり  
本日午後傷者五敵の死傷未詳あり  
此日降雪甚しく同日正午頃より止む

二月廿八日午後八時 頭河堡を發

三月一日午後三時廿九分 釜山を發

師團ハ遼陽街道より牛莊街道に亘る三里間の敵を  
撃退し遼陽方向に向ふは敵を二つに分ち之を  
撃つ五旅軍ハ九々大福屯附近の敵を撃退し  
本隊ハ敵兵山より長庚屯を占領し右側天戸二旅  
團ハ本隊と共に遼陽街道を進み東煙屯迄  
占領せり  
今日敵の死傷の遺棄ありしもの百五十五下らむ故

即此十名負傷者八十二名歩兵中尉樺山勇輔  
氏も負傷者の中に入らむ

頭河堡 間利子八九郎

九三師團鞍山站の占領 名古尾 發

三月二日 鞍山站に在りし師團長より友の電報あり  
師團ハ今朝より運動を始む前面の敵を攻  
撃せしむし昨日昨夜新巻子北方の高地より  
りし敵ハ今既占し皆遼陽方向に退却し依て  
直に退却し午前土内半戦闘ありし鞍山站  
を占領せり 敵ハ沙河鎮に退却せり

牛サ壮占領

三月六日午後八時七分 大本營を發

三月五日午後三時を發して三月四日野津戸一  
軍司令官より友の報あり

軍ハ豫定の如く本日牛サ壮を攻撃せり

某師團ハ西方面より某師團ハ東南面より



向い敵を包圍しつゝ午前十時頃戦闘を開始し正午頃各師團共牛莊に進入せり  
 敵の一部八營口方面に退却し其大部は  
 牛莊市街の家屋を擁り頑固の抵抗を  
 爲しつゝ依り劇烈なる市街戦を爲り  
 我兵は各家屋を逐次之を攻撃す午後  
 六時頃より略し牛付き我軍大勝利  
 となりし敵の死者八百八十名降伏  
 人約五百名を捕品大砲十六門其他  
 馬匹糧秣銃の類を一取調中我兵死傷  
 二百六名

冬謀總長殿下の祝詞

去り四日癸の報告本日接乎牛莊の攻撃事  
 前後十有三時間に亘り激烈なる市街戦を  
 行ひ遂に大勝利を博しし趣欣甚し堪へず  
 直ちに上聞に達せり取敢へず此を祝せり  
 三月六日 冬謀總長 彰仁親王

中一軍司令官野津道貫殿

牛莊城の戦利品

三月六日午後十一時十分 大本營発

三月六日午後七時十五分發 塩屋兵站監より友の報あり

歩兵中隊隊より歩兵牛莊方向より  
 偵察隊中隊の物品を分捕せりと  
 四鹿子中隊 野砲三 大砲彈藥約百五十  
 小銃彈藥七十萬發 軍刀四百二十八  
 軍旗八 米三十石 其他地圖等若干  
 又三其子あり 砲二 砲彈三十七



火藥六箱 小銃彈藥三千個

ダイナマイト五俵等之

太平山方面の戦闘

三月六日午後十一時五分 大和軍發

三月六日午後二時三十分 第二軍司令官より左の  
報告あり

第一師團の夜に於て八四日午前八時頃迄は  
方面の敵は太平山方面より向我軍を襲せり其  
先頭は一方は老翁嶺の東北より一方は西七  
里溝より来りし兵數萬強ありて砲八九門  
を有せり西七里溝の敵は我軍の砲兵の  
射撃に依り午前十一時半より退却を始り之  
と同時に敵の全線は老翁嶺唐家堡子に  
經り白崖子の方向に退却せり我軍は死傷不  
少人の言に依り馬三九八西七里溝方面を占  
領し老翁嶺方面を指揮せり又宋慶は  
後唐家堡子より退却して指揮をとりし云

營口及高利の占領

三月八日午後四時五分 大和軍發

三月六日午後六時三十分 第一軍司令官より左の報  
告あり

軍八本日(三月六日)高利に於て敵を見せ

營口に於て第一師團の一部を占領せり

其海岸砲臺は尚抵抗あり

宋慶は昨日田庄庄方面より退却し吳大徵

は高利に於て

三月七日の報告

兼任 陸軍大臣 陸軍大臣伯耆 西郷從道  
陸軍大臣 陸軍大臣伯耆 西郷從道

陸軍大臣 陸軍大臣伯耆 西郷從道

占領後の營口



三月十九日午後零時二十分 大坂官舎

七時半に我軍野戦中隊がたのぼりあり  
あり宿舎村本支中隊を以て翌日遺棄し英米領事  
子丸の事を傳へしあり

翌日ハ我軍占領せり市中の秩序を維持し  
居留外國人も保護せし(きよめ自塔塔は)  
且又戦争中危難に遭ふ(せ)るもあきらめず慰  
問せり之に對し皆大に其意を謝し(きよめ)居留外  
國人十傳へん事を約せり

美米領事及び英米軍艦の艦長より日本  
軍營口を占領し外國人の皆無事にとり電報を  
公使及び艦隊司令官に呈し(きよめ)事を依頼  
せし(きよめ)直ちに之を承諾せり  
外國人の皆軍隊に好意を表し萬事都合は  
居留地ハ三中隊を以て土人の侵入を防ぎ(きよめ)取  
締る為せり英米の軍艦も我軍に依頼し頼り  
静穏に又牛莊ハ一人の宣教師ありのみあり  
戦争の日直ちに保護を乞へしあり

三月十日午前十一時 大坂官舎  
九日午後四時十分大坂官舎二軍司令官より大坂に  
一師團長より九の電報あり(きよめ)及  
一師團ハ去る七日全く營口を占領し(きよめ)一軍師司令官  
と俄談の上砲兵官衙市街ハ師團に於て守備  
し(きよめ)戦利品残るも一師團に於て調査の上其運搬し

能はり(きよめ)及(きよめ)又外國人居  
留地の周囲ハ我兵を配置し我兵の濫し入るを禁  
せり

### 後油家房を占領し

三月十日午後零時三十分 大坂官舎  
七日午後六時大坂官舎二軍司令官より大坂に  
大坂より一師團が電報あり(きよめ)  
一師團に戦を交わす(きよめ)六日午後  
油家房を占領せり(きよめ)  
目下敵は僅少あり部隊を以て(きよめ)地方  
砲臺を準備しあり其他の敵は皆田庄(きよめ)  
向て退却せり  
遼河ハ氷未だ解けず(電報連送)

### 我軍田庄直を占領す

十日午後十一時十分 大坂官舎  
九日午後零時津浦一軍司令官より大坂に  
軍ハ某團と協力して今日田庄直の敵  
を攻撃せり



即ち某團ハ西北より某團ハ東北より某  
團ハ東方より三面合撃して七時砲火を  
開始し十時世分全く敵を撃破し田庄  
を占領し敵の首約一萬ハ西北方より  
潰走せり

我死傷概數ハ某團ハ四十七名某團ハ  
十九名某團ハ三十名

敵の死者未詳なりとも二万(三千餘)  
ありハ確々ニ

分捕品ハ目下取調中田庄を占領ハ兵隊火  
子羅あり

才一師團遼河左岸の砲臺を占領

十日午後一時四十分 大和營發  
九日午後七時三十分發中二軍を謀りた敵あり  
才一師團より其の意味の電報あり夜告せし  
師團ハ七日午前七時營口西南遼河の左岸  
子五の砲臺を全く占領せり  
砲臺を布設しあり此地高力為十我兵二名我  
せり(電報連送)

三月十日於度岫  
陸軍中將三位  
大將 兼一等子爵 野津道貫

田庄を占領し以撃

三月十一日午後五時五分 大和營發  
十日午後二時發大山才二軍司令官官より其の報あり  
師團ハ才一軍司令官官より其の報あり八日午後歩兵  
一隊隊の守備兵を營口に残し大房深止前進せり  
九日才一軍は俄かに田庄を占領し敵を撃破せり即歩兵  
某旅團ハ遼河の右岸より我軍兵一隊隊歩兵一隊隊  
某才某團の全部ハ正面より某團ハ某團の右より遼河  
の右岸に移り午前八時過ぎに攻撃を始せり午前十時以  
て敵ハ双た子方面に退きしりも我某旅團の為を包  
圍せられ我正面に子を下らざる死者を我に出れり我  
師團ハ死傷四十名を過ぎしり營口を占領し取調し  
二月廿四日の敵は敵力を傷者より運搬し得ざる者



六百八外國人の赤十字病災に現出する事を確かり  
九日の戦いで八小銃大砲を占領し、田庄基ハ出火力為  
全焼也

### 長岡の戦闘

三月十日午後一時十五分  
大孤山發

大連湾入江兵站司令官より長岡あり  
長岡に於て二十午後九時西宮大佐率の部隊報告十三  
今日午前九時香坊鎮の南方(九連塔の北方)に於て二十の  
敵兵十五連の部隊の後三を撃破し、ワシントン附近迄此  
撃す  
長岡方向に進ませ、木村中隊ハワシントンヨウ六百の兵士  
と連の之を撃破せし、敵ハ花樹店子方向へ退去す  
揚木崗方向より約二十の敵兵我々の側より迫らんとす、  
の中隊を以て対敵せし、敵ハ頑固して退かず  
野隊八日没の後長岡へ帰營す

敵ハ死傷の認められ、七十餘我々傷ハ宮地少尉以下  
五名死者あり、捕虜被二連發銃二十、青龍刀若干

### 報告

中一軍、  
其軍海味を占領せし、以来能く江寒の場へ

屢々敵の表龍衣を撃退し、今又進て靴山店  
牛莊地方を襲撃し、終に二軍の一部を  
營口地方即盛京省重慶の地点を略取す  
殊に牛莊に於てハ激烈なる市街戦を以て  
大に敵の兵力を挫折せし、狭路に之を奮起す  
中二軍、  
其軍の一部を襲ひ、甚平を占領せし、以来能く  
江寒の場へ表龍衣の敵を撃退し、今又靴  
山店牛莊地方を襲撃し、終に一軍を以て後  
顧の患を免らし、終に之に恨力して、營口地方  
即盛京省重慶の地点を襲取す、狭路に  
之を奮起す

### 皇太后陛下の御令詞

我々一軍牛莊を占領し、皇太后陛下  
御食を以て、頗る御満悦將校下士卒の忠勇  
あり、深く御感賞の上、御沙汰をせられ、  
我々二軍の一部を營口を占領し、  
皇太后陛下御食を以て、頗る御満悦將校下士  
卒の忠勇あり、深く御感賞の上、御沙汰をせられ、

三月十日

冬謀總長

各通 野津一軍司令官  
大山中二軍司令官 宛







